

／ [東日本大震災]

被災者生活再建支援

パンフレット

～生活再建に向けた各種制度の概要～

／ **【第21版/令和3年8月】**

このパンフレットは、
東日本大震災により被災された市民の皆様が、
一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう
各種支援制度について取りまとめたものです。
本パンフレットをご活用いただき、
皆様の生活安定のための
一助としていただければ幸いです。



いわき市

目次

り災判定別対象制度一覧

P 5

1. 住まいに関する支援制度

☆: 内容を更新した制度

★: 追加になった制度

支援内容	活用できる支援制度	
(1)各種相談窓口	No.1	住まいと暮らしの再建相談会 ☆ P 7
	No.2	被災住宅等の再建・修理やリフォームに関する相談 ☆ P 9
(2)住まいの被害や再建方法に応じた支援金	No.3	被災者生活再建支援制度 ☆ P 10
	No.4	住まいの復興給付金制度 ☆ P 11
	No.5	すまい給付金 ☆ P 14
(3)住まいの取得等に対する貸付制度	No.6	災害復興住宅融資（建設） ☆ P 16
	No.7	災害復興住宅融資（新築購入、中古住宅購入） ☆ P 17
	No.8	災害復興住宅融資（補修） ☆ P 18
	※	融資制度（No.6～8）の市内の取引金融機関一覧 P 19
	No.9	災害援護資金貸付制度 P 20
	No.10	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金） P 21
(4)借り入れなどに対する支援	No.11	津波被災住宅再建事業補助金 ☆ P 22
	No.12	福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業 ☆ P 25
	No.13	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 ☆ P 26
	No.14	個人債務者の私的整理に関するガイドラインの適用 P 27
(5)住まいの取得にかかる税金の減免等	No.15	印紙税の非課税措置 ☆ P 28
	No.16	震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税制度 P 29
	No.17	登録免許税の免除措置 ☆ P 31
	No.18	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置 ☆ P 32
	No.19	不動産取得税の軽減措置 ☆ P 33
	No.20	固定資産税・都市計画税の特例措置 ☆ P 34
	No.21	住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の特例 ☆ P 35

(6)住まいの補修・ 再建に対する支援	No.22	木造住宅耐震診断者派遣事業	☆ P 36
	No.23	木造住宅耐震改修支援事業	☆ P 37
	No.24	水道水源水質保全促進事業補助金	P 38
	No.25	いわき市生垣設置奨励補助金	P 39
	No.26	いわき市ブロック塀等撤去支援事業	P 40
	No.27	福島県住宅用蓄電設備補助制度（県）	☆ P 41
	No.28	福島県住宅用太陽光発電補助制度（県）	☆ P 42
	No.29	環境負荷軽減機器導入促進補助制度（市）	☆ P 43
	No.30	「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業	★ P 44
	No.31	三世帯同居・近居支援事業	☆ P 45
	No.32	いわき市浜まち宅地再生支援事業	★ P 46
	(7)公営住宅への入居 に対する支援	No.33	災害公営住宅

住宅に関するお役立ち情報

	○コラム		
	・住宅取得に必要な不動産の基礎知識	P57
	○住宅取得のスケジュール		
	①建築の場合（注文住宅）	P58
	②購入の場合（建売り住宅、中古物件、マンション）	P59
	○税金		
	・住宅取得に関する税金	P60
	○費用		
	・住宅取得にかかるお金	P61
	○お悩み		
・耐震診断について	P62	
・見積・契約・瑕疵・支払関係に関する質問	P63	

2. 事業主に対する支援制度

支援内容	活用できる支援制度
事業再建に対する支援	No.34 いわき市津波被災地域企業等立地奨励金 ☆ P 64
	No.35 ふくしま産業復興投資促進特区・サンシャイン観光推進特区 ・津波被災地復興商業特区の特例措置 ☆ P 66

3. 暮らしに関する支援制度

支援内容	活用できる支援制度	
(1)災害弔慰金や見舞金の支給など	No.36 災害弔慰金	P 68
	No.37 いわき市被災救助費弔慰金	P 68
	No.38 災害障害見舞金	P 68
	No.39 義援金（日本赤十字社他）	P 68
	No.40 福島県義援金	P 69
	No.41 いわき市義援金	P 69
	No.42 いわき市被災救助費救助金	P 69
	No.43 いわき市災害遺児激励金	P 69
(2)税金の軽減や支払猶予など	No.44 福島県東日本大震災子ども支援基金給付金	P 70
	No.45 国民健康保険税の減免	☆ P 70
	No.46 被災自動車に関する救済措置	☆ P 70
	No.47 軽自動車等に係る課税停止申立	P 70
(3)負担金の一部免除	No.48 被災車両の代替車両に係る軽自動車税（種別割）の非課税措置	P 70
	No.49 国民健康保険一部負担金等免除	☆ P 71
(4)貸付制度	No.50 後期高齢者医療保険一部負担金等免除	☆ P 71
	No.51 母子父子寡婦福祉資金貸付金	P 71
	No.52 恩給・共済年金担保融資	P 71
(5)しごとに対する支援	No.53 年金担保融資制度	P 72
	No.54 いわき市就職応援サイト	P 72
	No.55 ふくしま生活・就職応援センター	P 72
	No.56 求職者支援制度	P 72
No.57 未払賃金立替払制度	P 73	

(6) 子どもの養育・ 就学に対する支援	No.58 小・中学生の被災（大震災）就学援助制度	☆ P 73
	No.59 私立学校授業料等減免事業	P 73
	No.60 大学等授業料減免措置	P 73
	No.61 福島県奨学資金（震災特例採用）	☆ P 74
	No.62 国の教育ローン（災害特例措置）	☆ P 74
(7) 原子力災害に 対する支援	No.63 放射線量計（空間線量計）の貸出し	P 74
	No.64 デジタル式積算線量計の貸出し	P 74
	No.65 飲料用井戸水等の検査	P 75
	No.66 家庭食事の検査	P 75
	No.67 内部被ばく検査	P 75
	No.68 安定ヨウ素剤の配布	P 75
	No.69 自家消費作物等の放射能簡易測定装置による放射能検査	☆ P 76
	No.70 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置	☆ P 76
(9) 各種相談窓口	No.71 法的トラブル等に関する情報提供	☆ P 77
	No.72 生活再建市民総合案内窓口	☆ P 77
	No.73 災害公営住宅等入居世帯への訪問	☆ P 77
	No.74 心の健康などに関する相談	P 77
	No.75 人権問題に関する相談	P 77
	No.76 いじめ等に関する相談	P 78
	No.77 消費生活に関する相談	P 78
	No.78 外国人相談窓口	P 78
	No.79 原子力損害賠償に関する相談等	P 78
	No.80 原子力災害および放射線に関する相談等	P 79
	No.81 賃金不払や労働保険の相談窓口	P 79
No.82 女性の相談に関する窓口	P 79	
No.83 ボランティアの依頼窓口	P 79	

○ 施設ガイド P 80

○ 本庁舎・支所・市民サービスセンターの位置 P 81

り災判定別主な対象制度一覧

～申請はお済みですか？まずはこちらをご確認ください～

り災証明書は、平成31年3月以後、即時発行ができなくなっておりますので、各種制度にり災証明書を必要とする場合は、お早目にお手続きくださるようお願いいたします。

住家の被害状況による対象制度一覧

●り災証明書「全壊」

「大規模半壊」の方が対象となる制度【全壊】 【大半】

制度の名称	頁	確認
No.3 被災者生活再建支援制度	P.10	
No.4 住まいの復興給付金制度	P.11	
No.6 災害復興住宅融資（建設）	P.16	
No.7 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース(中古)購入）	P.17	
No.8 災害復興住宅融資（補修）	P.18	
No.11 津波被災住宅再建事業補助金（※）	P.22	
No.12 福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業	P.25	
No.18 登記事項証明書等の交付手数料の特別措置	P.32	
No.30 「住んでらくしま」空き家対策総合支援事業	P.44	
No.33 災害公営住宅（※）	P.47	
No.39 義援金（日本赤十字社他）	P.68	
No.40 福島県義援金	P.69	
No.41 いわき市義援金	P.69	
No.42 いわき市被災救助費救助金	P.69	
No.58 小・中学生の被災（大震災）就学援助制度	P.73	
No.62 国の教育ローン（災害特例措置）	P.74	

（※）の制度は住宅を解体した場合のみ対象となります。

[注]住宅の被害状況以外にも、制度を利用するのに様々な要件がある場合があります。詳細については個別にお問い合わせください。

●り災証明書「**半壊**」の方が対象となる制度【**半壊**】

制度の名称	頁	確認
No.3 被災者生活再建支援制度（※）	P.10	
No.4 住まいの復興給付金制度	P.11	
No.6 災害復興住宅融資（建設）	P.16	
No.7 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース(中古)購入）	P.17	
No.8 災害復興住宅融資（補修）	P.18	
No.11 津波被災住宅再建事業補助金（※）	P.24	
No.12 福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業	P.25	
No.18 登記事項証明書等の交付手数料の特別措置	P.32	
No.30 「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業	P.44	
No.33 災害公営住宅（※）	P.47	
No.39 義援金（日本赤十字社他）	P.68	
No.40 福島県義援金	P.69	
No.41 いわき市義援金	P.69	
No.42 いわき市被災救助費救助金	P.69	
No.58 小・中学生の被災（大震災）就学援助制度	P.73	
No.62 国の教育ローン（災害特例措置）	P.74	

（※）の制度は住宅を解体した場合のみ対象となります。[No.33災害公営住宅]以外の支援制度については、加えて住宅を解体するやむを得ない事由が必要となります。

●り災証明書「**一部損壊**」の方が対象となる制度【**一損**】

制度の名称	頁	確認
No.4 住まいの復興給付金制度	P.11	
No.8 災害復興住宅融資（補修）	P.18	
No.18 登記事項証明書等の交付手数料の特別措置	P.32	

[注]住宅の被害状況以外にも、制度を利用するのに様々な要件がある場合があります。詳細については個別にお問い合わせください。

1. 住まいに関する支援制度

(1) 各種相談窓口

No.1 住まいと暮らしの再建相談会

震災からの住まいと暮らしの再建を支援するため、市と住宅金融支援機構等が連携して、個別相談会を開催します。

●対象となる方

- ・家屋被害など震災による生活への影響があった市民の方（被害の程度は問いません。）

●内容

- ・相談会では、市とファイナンシャル・プランナー、建築士及び住宅金融支援機構等が連携し、住まいと暮らしの再建全般に関する相談をはじめ、被災者生活再建支援制度、災害復興住宅融資制度など利用可能な各種支援制度の助言などあらゆる相談に対し、一人ひとりの心に寄り添った総合的なアドバイスを一元的に行っています。

●参加費用：無料

●定員：各日先着6組

●申込方法（事前予約制）

開催日の3日前までに次のいずれかの方法によりお申し込みください。

(1)電話（電話番号：22-7437）

(2)電子メール（kohokocho@city.iwaki.lg.jp）

注：①住所 ②氏名 ③電話番号 ④相談内容

⑤希望時間（午前10時・午後1時・午後3時のいずれか）を記載のうえ、送信してください。

(3)FAX（FAX番号：22-7468）

注：市内公共機関等に備え付けのチラシ裏面申込書に必要事項を記入のうえ、送信してください。

※広報紙や市公式ホームページでもお知らせしています。
どうぞお気軽にお申し込みください。



こちらの
QRコード
からメール
フォームへ

●相談会日程

日程	開始時間	場所
令和3年 8月29日（日）	①午前10時	中央台公民館 会議室(1)、(2)
12月4日（土）	②午後1時	
令和4年 2月5日（土）	③午後3時 ※相談時間約90分	

※上記日程等については、変更になる場合があります。

※令和4年度以降については、下記担当課へお問い合わせください。

※移動手段がない等の理由で会場へ行くことが困難な方については、出張相談も行っておりますので、別途ご相談ください。

※住まいの復興給付金申請相談会も同時開催しております。（詳細はP.11参照）



■お問い合わせ
広報広聴課広聴係
TEL 22-7437

No.2 被災住宅等の再建・修理やリフォームに関する相談

被災した住宅・建築物、リフォーム等に関する電話相談を受け付けます。

【補修・再建】

●被災した住宅の補修・再建に関する相談

- ・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）
[電話番号 0570-016-100] 受付時間 午前 10 時～午後 5 時 / 土・日・祝休日、年末年始を除く

【民間賃貸】

●被災者や高齢者等の民間賃貸住宅の入居に関する情報の提供・相談

- ・福島県居住支援協議会（耐震化リフォーム等推進協議会）
[電話番号 024-563-6213]

【建築確認・耐震】

●建築確認や住宅瑕疵担保責任保険(※)の相談

- ・一般財団法人ふくしま建築住宅センター いわき事務所
[電話番号 35-1050] 受付時間 午前 10 時～午後 4 時 / 祝日を除く月・金
- 建築確認、耐震改修の制度などに関する相談
 - ・建築確認：いわき市 建築指導課 [電話番号 22-7516]
 - ・耐震改修：いわき市 住まい政策課 [電話番号 22-1178]

【トラブル・苦情】

●住宅やリフォーム等に関するトラブル・苦情の相談

- ・福島県耐震化リフォーム等推進協議会
[電話番号 024-563-6213]



※ 「住宅瑕疵担保責任保険」とは？

新築住宅を供給する事業者には、住宅のお引き渡しから 10 年間の瑕疵保証責任が義務付けられています。当該事業者が倒産してしまい、その後に瑕疵（「欠陥」を意味し、法律上では、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分の欠陥を指す。）が見つかった場合、お客様に少ない負担で瑕疵の修補が行えるよう、事業者に対して「保険への加入」、または「保証金の供託」にて、資力を確保するよう法律で義務付けられています。

これにより、肝心の事業者が倒産してしまっても、お引き渡しから 10 年以内に瑕疵が見つかった時に、保険金や保証金で修理費用をカバーしてくれます。

No.3 被災者生活再建支援制度

住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に支援金を支給します。

●対象となる世帯

- ・震災により居住する住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯。

（※）住宅が半壊し、やむを得ない事由により当該住宅を解体した世帯を含みます。

（やむを得ない事由を記載した「理由書」、業者が作成した「取壊し証明書」が必要となります。）

●支給額

- ・住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額となります。支給額は次のとおりです。

■基礎支援金

住宅の被害程度		全壊	大規模半壊	半壊以上（やむを得ず解体）
支給額	（複数世帯）	100万円	50万円	100万円
	（単数世帯）	75万円	37.5万円	75万円

■加算支援金

住宅の被害程度		建設・購入	補修	賃借 （公営、仮設、一時提供住宅等を除く）
支給額	（複数世帯）	200万円	100万円	50万円
	（単数世帯）	150万円	75万円	37.5万円

※住宅の再建方法が決まっていない場合等は2回に分けて申請できます。

※一時的に賃貸住宅（公営住宅等を除く）に入居された世帯が加算支援金「50万円」を受給した後、申請期間内に住宅を「建設・購入」または「補修」を行う場合は、再度申請を行って、受給した額との差額を受け取ることができます。

ただし、住宅を「補修」するとして加算支援金を受け取った場合は、その後申請期間内に、住宅を「建設・購入」しても、原則として差額は受け取れません。

※災害公営住宅に入居する方は加算支援金（賃借）の申請はできませんが、入居中に住宅を建設・購入する等して加算支援金の申請をすることはできます。

●申請期限

- ・基礎支援金：受付終了しました
- ・加算支援金：令和4年4月10日まで
- ※基礎支援金の申請をしていないと加算支援金の申請は出来ません

●必要書類

- ・基礎支援金：り災証明書、世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）、住民登録がない場合は区長の居住証明書、世帯主名義の通帳（写し）等
- ・加算支援金：契約書（写し）、世帯主名義の通帳（写し）等
（詳細はお問い合わせください。）

■お問い合わせ
保健福祉課保健福祉係
TEL 22-7612

No.4 住まいの復興給付金制度

東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ(注)以降に住宅を再建（建築・購入、補修）する場合に消費税の負担の増加に対応するための給付措置です。

[注：平成26年4月1日から8%、令和元年10月1日から10%]

●対象となる方（建築・購入または補修の場合に、各①～③の全てに該当する方）

建築・購入の場合	補修の場合
①被災住宅(※)を被災時点で所有していた方	①被災住宅を被災時点より所有している方
②新たに建築・購入した住宅(再取得住宅)を所有している方	②被災住宅の補修工事を発注した方 (補修工事金額が税抜き100万円以上)
③再取得住宅に居住している方	③補修した被災住宅に居住している方

※被災住宅とは、り災証明で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床下浸水（建築・購入の場合、被災住宅の取壊しが必要）」の認定を受けた住宅又は原子力災害による避難指示区域等（避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点（解除された地点を含む））内にある住宅のことをいいます。

※上記の要件①～③を全て満たしていない方であっても、①又は②の要件を有する方が共同で申請し、これらの方が再取得住宅または補修した被災住宅に共に居住する場合には、給付を受けることができます。

以下のようなケースも給付が受けられます。

・被災住宅の所有者が死亡又は行方不明の場合

※被災時点で被災住宅に居住していた方が新たに住宅を再取得し、その住宅に移住する場合、又は、被災時点で被災住宅に居住していた方が補修し、その住宅に居住している場合には給付を受けることができます。

・親孝行住宅再建支援

※被災住宅を所有していた親（父母・祖父母等）が居住するための住宅を、子（子・孫等）が親に代わって再取得、又は補修工事の発注者となり補修する場合、子は再取得住宅に居住していなくても、親と子が共同で申請することで給付を受けることができます。

●対象となる住宅

(1)消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、建築・購入した新築住宅、または宅建業者が販売した中古住宅

※床面積が建築の場合13㎡以上、購入の場合50㎡以上、ただし令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に購入（不動産売買契約）した方は、40㎡以上に緩和。（地上3階以上の共同住宅の場合：30㎡以上）

※新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅（建築工事完了日から1年を経過したものを除く）

※個人が売主の中古住宅は非課税のため対象外

(2)消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅

③3,000,000×0.05=150,000円(消費税率8%の場合は、税抜き工事金額×0.03)
①と②を比べて少ない方の②が給付申請額となる。

●申請期限：住宅の引渡日から1年以内

- ・申請は、再取得した住宅、または補修工事が完了した被災住宅が引き渡された後に行うことが可能です。
- ・郵送申請のみの受付です。申請書は、市役所（本庁舎1階生活再建市民総合案内窓口、各支所及び市民サービスセンター）や住まいの復興給付金事務局のホームページから入手できます。

郵送先：〒983-8799 仙台市東郵便局私書箱15号 住まいの復興給付金申請係

●必要書類

- ・給付申請書、被災証明書、補修の場合は補修前後の写真のほか、申請内容に応じた確認書類が必要になります。詳しくは住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

(注) 給付申請は一申請者（共同申請者を含む）につき1回までです。一申請者が「補修」と「建築・購入」の両方を申請することもできません。すまい給付金（国交省所管）との併用もできません。

●申請相談会の開催

- ・申請の対象可否の相談、申請書の記入方法、申請に必要な書類、作成済みの書類の確認等「住まいの復興給付金」に係るお悩みやご質問に相談員がお答えします。

日時	会場
12月4日、令和4年2月5日 午前10時～午後4時	中央台公民館会議室(1)・(2)
9月17日、10月15日、11月5日 令和4年1月14日、3月4日 午前8時30分～午後4時	市役所本庁舎1階 生活再建市民総合案内窓口

※予約不要です。

※会場では、申請書類の審査前の確認を行うことはできますが、申請書類を提出いただくことはできません。申請される方は申請書類を郵送でお送りください。審査はご郵送いただいた申請書類で行います。

※上記日程等については、変更になる場合があります。

※10月以降のスケジュールについては、未定です。決まり次第下記ホームページにてお知らせいたします。

※午前中は混雑等により長時間お待ちいただく場合もあります。



■お問い合わせ/午前9時～午後5時
(土日祝日除く)
住まいの復興給付金事務局コールセンター
TEL 0120-250-460 (無料)
HP : <https://fukko-kyufu.jp>

No.5 すまい給付金

住宅を取得（建築・購入）する際の消費税の負担の増加に対応するための全国的な給付措置です。

●対象となる方（以下の(1)～(4)の全てに該当する方）

- (1)新たに建築・購入した住宅（取得住宅）を所有している方
- (2)取得住宅に居住している方
- (3)収入が一定以下の方。収入額の目安が概ね[8%時]510万円以下、[10%時]775万円以下
※夫婦（妻は収入なし）及び中学生以下の子供が2人のモデル世帯の場合の夫の収入額の目安です。
- (4)住宅ローンを利用しない場合は、年齢が50歳以上の方（10%時には、収入額の目安が650万円以下（都道府県民税の所得額が13.30万円以下）の要件が追加されます。）

※取得住宅に居住する前に持ち家を所有していたかどうかは問いませんので、借家で生活していた方が取得住宅を所有し、居住している場合も対象となります。

●対象となる住宅

- ・引上げ後の消費税率（8%、10%）が適用されていること
- ・床面積が50㎡以上であること
- ・中古住宅については、宅建業者による買取再販などであること 等
- ・令和3年12月までに引渡しを受けた住宅

ただし、令和3年度の税制改正により、下記の期間内に契約した方について、申請の対象となる住宅の引渡期限が令和4年12月31日に延長となり、対象となる住宅の床面積要件については、50㎡以上から40㎡以上に緩和されます。

※建築の場合：令和2年10月1日～令和3年9月30日の期間に契約

※購入の場合：令和2年12月1日～令和3年11月30日の期間に契約

●給付金額（千円未満は切り捨てとなります。）

- ・給付金額＝給付基礎額×取得住宅の持分割合

給付基礎額【消費税率8%時】

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

給付基礎額【消費税率 10%時】住宅ローンを利用する場合

収入額の目安	都道府県税の所得割額	給付基礎額
450 万円以下	7.60 万円以下	50 万円
450 万円超 525 万円以下	7.60 万円超 9.79 万円以下	40 万円
525 万円超 600 万円以下	9.79 万円超 11.90 万円以下	30 万円
600 万円超 675 万円以下	11.90 万円超 14.06 万円以下	20 万円
675 万円超 775 万円以下	14.06 万円超 17.26 万円以下	10 万円

●申請期限：住宅の引渡日から 1 年 3 ヶ月以内

※申請は、入居した後に可能となります。

●申請書の提出先

- ・郵送又は窓口申請のいずれかになります。申請書は、申請窓口やすまい給付金のホームページから入手できます。

(1)郵送先：〒115-8691 赤羽郵便局私書箱 38 号 すまい給付金申請係

(2)申請窓口（窓口にお越しの際は、予めお電話にてご連絡ください。）

申請窓口	住所	連絡先
■(一財)ふくしま建築住宅センター いわき事務所	平字童子町 4 番地の 18 いわき建設会館 3 階	35-1050
■岡田電気産業株式会社 住設建材いわき営業所	郷ヶ丘二丁目 33 番地の 4	28-4461
■株式会社ヤマケンいわき営業所	内郷御厩町 3 番地の 59	27-1811

●必要書類

- ・給付申請書のほか、申請内容に応じた確認書類が必要になります。詳しくはすまい給付金事務局又は申請窓口にお問い合わせください。

(注) 給付申請は一申請者につき 1 回までです。

「住まいの復興給付金」(復興庁所管)との併用もできません。

■お問い合わせ/ 午前 9 時～午後 5 時
(土・日・祝日含む)
すまい給付金事務局
TEL 0570-064-186
HP : <http://sumai-kyufu.jp>

No.6 災害復興住宅融資（建設）

震災により被害を受けた住宅の所有者等が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。

●対象となる方

- ・ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が全壊した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）

●融資限度額及び返済期間

■融資限度額

土地を取得する場合（注）	3,700万円
土地を取得しない場合	2,700万円

（注）土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。

※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算されます。被災者親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。

※所要額が上記金額より低い場合は、所要額が限度となります（10万円以上1万円単位）。

■最長返済期間

35年

※融資制度の詳細、融資金利の詳細及び最新金利については、下記お問合せ先にお問い合わせいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

親孝行ローン

満60歳以上の親等（父母・祖父母等）が住むための住宅を建設する場合は、親孝行ローン（子等が借入の債務者となります。）を申し込むことができます。

親子リレー返済

融資の申込人が80歳となる日までに返済が完了するように返済期間を設定する必要がありますが、子・孫等を後継者として申込みすると、申込人の年齢にかかわらず後継者の年齢で返済期間を設定できます。

●震災により被害を受けた方への支援の拡大

- ・融資金利の引下げ（当初5年間0%など）
- ・元金据置期間（元金の返済をせず、利息だけを返済していく期間）を3年間から5年間に延長
- ・申込受付期間は令和8年3月末まで

●必要書類

- ・り災証明書、災害復興住宅融資借入申込書等関係書類（詳細は右記お問合せ先にご確認ください。）

■お問い合わせ

取扱金融機関（P19参照）又は
独立行政法人住宅金融支援機構
お客さまコールセンター
TEL 0120-086-353（無料）

No.7 災害復興住宅融資（新築購入、中古住宅購入）

震災により被害を受けた住宅の所有者等が、新築住宅や中古住宅を購入する場合に受けられる融資です。

●対象となる方

- ・ご自分が居住するため又はより災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象となります。）

●融資限度額及び返済期間

■融資限度額

3,700 万円

※被災親族同居の場合は上記の額に 640 万円が加算されます。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに購入された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。

※所要額が上記金額より低い場合は、所要額が限度となります（10 万円以上 1 万円単位）。

■最長返済期間

35 年

※融資制度の詳細、融資金利の詳細及び最新金利については、下記お問合せ先にお問い合わせいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

親孝行ローン

満 60 歳以上の親等（父母・祖父母等）が住むための住宅を購入する場合は、親孝行ローン（子等が借入の債務者となります。）を申し込むことができます。

親子リレー返済

融資の申込人が 80 歳となる日までに返済が完了するように返済期間を設定する必要がありますが、子・孫等を後継者として申込みすると、申込人の年齢にかかわらず後継者の年齢で返済期間を設定できます。

●震災により被害を受けた方への支援の拡大

- ・融資金利の引下げ（当初 5 年間 0 % など）
- ・元金据置期間（元金の返済をせず、利息だけを返済していく期間）を 3 年間から 5 年間に延長
- ・申込受付期間は令和 8 年 3 月末まで

●必要書類

- ・り災証明書、災害復興住宅融資借入申込書等関係書類（詳細は下記お問い合わせ先にご確認ください。）

■お問い合わせ

取扱金融機関（P19 参照）又は
独立行政法人住宅金融支援機構
お客さまコールセンター
TEL 0120-086-353（無料）

No.8 災害復興住宅融資（補修）

震災により被害を受けた住宅の所有者等が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。

●対象となる方

- ・ご自分が居住するため又はり災した親等が住むために住宅を補修される方で、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。

●融資限度額及び返済期間

■融資限度額

1,200万円

※所要額が上記金額より低い場合は、所要額が限度となります（10万円以上1万円単位）。

■最長返済期間

20年

※融資の日から1年間の元金据置期間（元金の返済をせず、利息だけを返済していく期間）を設定できます。（ただし、返済期間は延長できません。）

※融資制度の詳細、融資金利の詳細及び最新金利については、下記お問合せ先にお問い合わせいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

親孝行ローン

満60歳以上の親等（父母・祖父母等）が住むための住宅を補修する場合は、親孝行ローン（子等が借入の債務者となります。）を申し込むことができます。

親子リレー返済

融資の申込人が80歳となる日までに返済が完了するように返済期間を設定する必要がありますが、子・孫等を後継者として申込みすると、申込人の年齢にかかわらず後継者の年齢で返済期間を設定できます。

●震災により被害を受けた方への支援の拡大

- ・融資金利の引き下げ（融資金利は、当初5年間1%を上限とする）
- ・申込受付期間は令和8年3月末まで

●必要書類

- ・り災証明書、災害復興住宅融資借入申込書等関係書類（詳細は下記お問合せ先にご確認ください。）

■お問い合わせ

取扱金融機関（P19参照）又は
独立行政法人住宅金融支援機構
お客さまコールセンター
TEL 0120-086-353（無料）

融資制度（No.6～8）の市内の取扱金融機関

- 「No. 6～8 災害復興住宅融資」の主な取扱金融機関は以下のとおりです。

銀行等名	
みずほ銀行	大東銀行
農林中央金庫	ひまわり信用金庫
七十七銀行	あぶくま信用金庫
東北労働金庫	いわき信用組合
東邦銀行	相双五城信用組合
福島銀行	福島県信用漁業協同組合連合会

※上記以外の金融機関でも取扱可能な場合がありますので、金融機関、機構ホームページ又は住宅金融支援機構お客さまコールセンターまでお問い合わせください。

- 融資制度（No. 6～8）の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンターまでお問い合わせください。

⇒ 0120-086-353（通話料は無料です）

- ・ ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

⇒ 048-615-0420（通話料がかかります）

両ダイヤル共に、営業時間9時～午後5時（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

融資制度（No.6～8）について

- No. 1（P. 7）「住まいと暮らしの再建相談会」にて個別にご相談に応じています。お気軽にお申し込みください。（事前予約制）



No.9 災害援護資金貸付制度

震災により、世帯主が負傷した世帯や、住居や家財等に著しい被害を受けた世帯のうち、その所得が一定額未満の世帯に対し、住宅の補修費用などのために必要な資金の貸し付けを行います。

●対象となる世帯

震災により被災した世帯のうち、次の①～③の要件をすべて満たす世帯。

- ①震災により、世帯主が負傷した世帯、及び住居に被害（全壊、大規模半壊、半壊）を受けた世帯、並びに家財の被害金額が家財の総額の3分の1以上の損害を受けた世帯
- ②平成23年3月11日現在、いわき市に居住していた世帯
- ③所得制限 世帯人員及び市民税における平成21年又は23年の総所得金額が次の額以下の場合。1人：220万円 / 2人：430万円 / 3人：620万円 / 4人：730万円 / 5人以上：1人増すごとに730万円に30万円を加えた額（※ 住居が滅失した場合は1,270万円）

●対象となる要件と貸付限度額

- ①世帯主に負傷がない場合（療養期間が1ヶ月未満の負傷を含む）

家財の3分の1以上の損害	150万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円（250万円）
住居の全壊	250万円（350万円）
住居の全体の滅失又は流出	350万円

- ②世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷がある場合

家財の損害なし	150万円
家財の3分の1以上の損害	250万円
住居の半壊・大規模半壊	270万円（350万円）
住居の全壊	350万円

※被災した住宅を建て直す際に、住宅の残存部分を取り壊さなくてはならない場合は（ ）内の金額となります。（取り壊したことがわかる証明書が必要です。）

- 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てない場合は年1.5% ※据置期間中は無利子）
※連帯保証人（65歳未満の返済できる資金力のある方で、申込者と同じ住所でない方等）
- 償還期間：13年以内（うち据置期間6年 ※据置期間経過後の7年以内で返済）

●必要書類

- ・り災証明書、所得額課税額証明書、その他（詳細はお問い合わせください。）

■お問い合わせ
保健福祉課保健福祉係
TEL 22-7451

No.10 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）

被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。

●対象となる世帯

- ・震災により住宅が被害を受けた母子・父子・寡婦世帯

●貸付限度額等

貸付限度額	200万円
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：有利子
据置期間	6か月
償還期間	7年以内

■お問い合わせ
こども家庭課家庭支援係
TEL 27-8563

No.11 津波被災住宅再建事業補助金

津波により滅失し、又は損壊した住宅の再建費用（住宅ローンの利子相当額、移転費用、宅地嵩上げ工事費、擁壁工事費）の一部について補助します。

●対象となる方

・以下の全てに該当する方

- ①平成23年3月11日時点において、東日本大震災の津波により被災した地域内の持ち家住宅に居住していた方若しくは同居していた親族の方又は持ち家住宅に居住していた方のために住宅を再建した親族の方
- ②東日本大震災による津波により、居住していた持ち家住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、住宅を解体した方で住宅を新たに取得（建設又は購入）した方
※半壊については、やむを得ず住宅を解体した場合に限ります。
- ③防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方
- ④市税を滞納（※）されていない方
- ⑤暴力団員及び社会的非難関係者でない方

※申請時における納付すべき税目の納期到来分が納入されていること。なお、徴収猶予が認められている税目は除く。

●補助事業内容

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
住宅建設等 再建事業	住宅の建設、購入に係る金融機関等からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり 457万円
宅地購入事業	住宅用地の購入に係る金融機関等からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり 206万円
住宅移転事業	住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費	1戸当たり 20万円
津波被災宅地 防災対策事業 ※区画整理事業区域内に 再建する場合は対象外	住宅の建設、購入に伴い、土地を0.5メートル以上盛土し、嵩上げする工事及びこれに付随する擁壁築造工事に要した経費の2分の1の額（津波被災地域内で住宅再建を行う場合に限るものとし、営利を目的とする貸家、アパートなどの不動産事業用の宅地や、非住家の再建のための宅地は対象外）	1戸当たり 270万円

擁壁築造事業	震災復興土地区画整理事業区域内の宅地内における高低差対策又は土砂の流出等を防止するために擁壁を設置する工事に要した経費の2分の1の額(営利を目的とする貸家、アパートなどの不動産事業用の宅地や、非住家の再建のための宅地は対象外)	1戸あたり200万円
--------	---	------------

●事業期間

- ・平成25年度～令和3年度末まで(ただし申請受付は令和4年2月28日まで)

●申請窓口(電話による事前予約制)

- ・市役所本庁舎6階 住まい政策課住宅計画係(津波再建窓口)

●必要書類

【共通】

- ①申請者の身分が確認できる書類(運転免許証、パスポート等)の写し
- ②東日本大震災発生時、被災住宅に居住していた者が確認できる書類(住民票等)の写し
- ③申請者と被災住宅又はその土地の所有者が異なる場合は、戸籍謄抄本その他親族関係が確認できる書類の写し。また、世帯を分離して住宅再建をする場合は、加えて、同居していたことが確認できる書類の写し
- ④り災証明書の写し(原因に「津波」とあるもの)
- ⑤被災住宅及びその土地の登記事項全部証明書の写し(被災住宅の滅失登記をしたときは、被災住宅の閉鎖事項証明書の写し。被災住宅が未登記の場合は、固定資産税資産証明書の写し)
- ⑥市税等納税証明書
- ⑦関係機関への確認同意書
- ⑧被災者生活再建支援金支給通知書の写し(半壊の場合でやむを得ず住宅を解体した方に限る。)
- ⑨銀行振込先口座登録関連書類(通帳の写し)
- ⑩その他市長が必要と認める書類(建物・土地登記事項全部証明書、委任状、他)

【住宅建設等再建事業に係るもの】

- ①償還予定表等の住宅の建設又は購入に係る金融機関等からの借入金の利子額が確認できる書類の写し
- ②住宅の建設又は購入に係る領収書又は契約書等の写し
- ③住宅の概要がわかる書類（配置図、平面図、検査済証、竣工写真2面以上）

【宅地購入事業に係るもの】

- ①償還予定表等の住宅用地の購入に係る金融機関等からの借入金の利子額が確認できる書類の写し
- ②宅地の購入に係る領収書又は契約書等の写し
- ③購入する宅地の公図の写し

【住宅移転事業に係るもの】

- ①家財道具運搬に係る経費の領収書又は契約書等の写し

【津波被災宅地防災対策事業及び擁壁築造事業に係るもの】

- ①住宅を再建する土地の公図（若しくは換地図等）の写し
- ②補助対象工事に係る領収書又は契約書等の写し
- ③補助対象工事の設計図書（位置図、平面図、嵩上げ前後の断面図、構造図等）の写し
- ④施工前後の写真（地盤の高さ等の確認できるもの）
- ⑤土地所有者の工事承諾書及び印鑑登録証明書の写し（申請者の所有地以外の土地で工事を行う場合に限る。）
- ⑥補助対象工事に係る住宅の建築確認済証の写し

<p>■お問い合わせ 住まい政策課住宅計画係（津波再建窓口） TEL 22-1298</p>
--

No.12 福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業

被災した住宅のローンが残っている方が、住宅を再建するため、新たに資金を借り入れる際、既存のローンの5年間分の利子相当額を補助します。

※令和3年度は事業を実施しておりません。次年度以降の実施については未定となっております。詳細は下記お問い合わせにご確認ください。

●対象となる方（次の①～③のすべてに該当する方）

- ①震災により居住していた住宅が被災し、全壊、大規模半壊、半壊のいずれかのり災証明書を受けた方
- ②平成23年3月11日の時点で、被災した住宅に対し融資残高（複数の借入がある場合はその合計額）が500万円以上の既存住宅ローンがある方
- ③福島県内に自ら居住するための住宅に対し、借入額（複数の借入がある場合はその合計額）が500万円以上の新規住宅ローンがある方

●補助限度額

- ・新規住宅ローンを契約した時点での、既存住宅ローンの債務残高と利率等に基づき元利均等毎月償還方式算定した今後5年間分の利子相当額について、140万円を上限に一括交付します。

●必要書類

- ・次の書類を添付し、新規住宅ローンを借り入れた金融機関等に委任状（様式指定）を提出
 - ①り災証明書
 - ②既存住宅ローンの借入金融機関等が発行した融資残高等証明書（様式指定／発行を依頼する際に、新規住宅ローンの金銭消費貸借契約書の写しを添付）
 - ③他の金融機関からも新規住宅ローンの借入がある場合は、その金銭消費貸借契約書の写し（委任する金融機関からの借入のみで500万円以上となる場合は不要）

■お問い合わせ

福島県 被災者向け住宅相談窓口ダイヤル
TEL 024-521-7698（平日午前9時～午後5時）
又は、
福島県土木部建築指導課民間住宅支援担当
TEL 024-521-5764

No.13 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

機構融資（旧住宅金融公庫融資）又は、フラット35（買取型）を返済中の被災者に対して、返済方法を変更することにより支援するものです。

●支援の内容

- ・返済金の払込みの据置：1～3年間
- ・据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減
- ・返済期間の延長：1～3年間

●震災により被害を受けた方への支援内容の拡充

- ・返済金の払込みの据置：1～5年間
- ・据置期間中の金利の引き下げ：「1.5%幅引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」～「0.5%幅引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方」
- ・返済期間の延長：1～5年間

※支援内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、融資住宅の復旧に要する自己資金額等を加味した「り災による家計収支の悪化の程度」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はご返済中の金融機関にご相談ください。

※必要書類等は個別にご相談ください。

■お問い合わせ
ご返済中の金融機関又は
独立行政法人住宅金融支援機構
お客さまコールセンター
TEL 0120-086-353（無料）

No.14 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの適用

震災により借入れの返済が困難となった方（個人）について、弁済方法の変更や債務の減免などを金融機関等と話し合うことができます。

●対象となる方

ガイドライン適用については、住居・勤務先等の生活基盤や事業所等の事業基盤などが東日本大震災で影響を受けたことで、震災前の借入れの返済が困難となった方（個人）が前提となります。

※実際に適用されるかは、下記お問い合わせにて確認していただく必要があります。

●支援の特徴

- ・破産手続とは異なり、個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
- ・国の補助により、弁護士費用はかかりません。（ただし、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。）
- ・手元に残せる現預金の上限の目安は500万円です。
※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。
※義援金等は上記500万円とは別に手元に残すことができます。

●必要書類

- ・り災証明書等
（詳細はお問い合わせください。）

■お問い合わせ
一般社団法人個人版私的整理ガイドライン
運営委員会
TEL 0120-380-883（コールセンター）（無料）
（平日午前9時～午後5時）

No.15 印紙税の非課税措置

震災により被害を受けた方が作成する契約書等に係る印紙税について非課税となる措置があります。

●対象となる書類

- ①地方公共団体又は政府系金融機関等が被災者の方向けに通常よりも特別に有利な条件で金銭の貸付を行う場合に作成する「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）
※銀行等で災害特別貸付けを取り扱っている場合もありますので、銀行等の窓口でご確認ください。
- ②被災した建物に代わる建物を取得する場合などに、被災者の方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」（以下の要件のいずれかを満たす必要があります）。※②については「り災証明書」が必要です（り災判定内容は問いません）。

[非課税措置の適用範囲]

- ・震災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（滅失等建物）が所在した土地を譲渡する場合
- ・震災により損壊した建物（損壊建物）を譲渡する場合
- ・滅失等建物に代わる建物（代替建物）の敷地のための土地を取得する場合
- ・代替建物を取得する場合
- ・代替建物を新築する場合
- ・損壊建物を修繕する場合

（注）代替建物については、滅失等建物に代わるものであることが、契約書その他書面において明らかにされている必要があります。

●非課税措置の対象となる契約書の作成期間

- ・平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるもの。
※既に印紙税を納付してしまった場合は、還付を受けることができますので、税務署にお問い合わせください。

●制度を適用しない場合の印紙税額

- ・印紙税額は記載された契約金額に応じた額の印紙を貼付し、消印する必要があります。
例）不動産の譲渡に関する契約書に記載された金額が1千万円を超え5千万円以下の場合には1万円の印紙税が必要となります。

■お問い合わせ
いわき税務署
TEL 23-2141

No.16 震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税制度

震災により住宅が滅失した方が、父母や祖父母などから住宅取得資金等の贈与を受けた場合、贈与税が非課税となる場合があります。

●対象となる場合

- 震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした住宅に居住していた方が、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合等

●非課税限度額

家屋の新築取得、増改築等に係る契約日	消費税率10%が適用される方		左記以外の方（※1）	
	省エネ等住宅（※2）	左記以外の住宅	省エネ等住宅（※2）	左記以外の住宅
平成27年1月1日～平成31年3月31日	—	—	1,500万円	1,000万円
平成31年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円		
令和2年4月1日～令和3年12月31日	1,500万円	1,000万円		

※1 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人売買により中古住宅を取得した方

※2 「省エネ住宅」とは、エネルギーの使用の合理化が高い住宅等、省エネ等基準に適合する住宅

※3 新非課税制度の適用を受ける方、旧非課税制度の適用を受けた方、平成26年分以前の年分において「震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税」の適用を受けた方は、原則として、震災非課税制度の適用を受けることはできません。詳しくは税務署にお尋ねください。

●申告時期：贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで



●他の控除との併用

- ・「震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」適用後の残額には、相続時精算課税制度にあっては、特別控除 2,500 万円、暦年課税にあっては基礎控除 110 万円が適用できます。(選択制)

区分	相続時精算課税	暦年課税
贈与者 ・ 受贈者	(贈与の年の1月1日において) 60歳以上の父母や祖父母から ・ 20歳以上の贈与者の子及び孫	左記以外(親族の他、第三者からの贈与も含む)
控除額	2,500万円	毎年110万円
控除後の課税額	一律20%で計算	贈与税の速算表で計算
相続税との関係	相続財産額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額を加算して相続税額を計算します。	相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。(相続開始3年以内に贈与を受けた財産の価額は加算しなければなりません)
制度の選択	相続時精算課税制度を選択した場合、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。	

※婚姻期間20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除の110万円のほかに2,000万円まで控除(配偶者控除)が受けられる場合があります。

※詳しくは税務署にお尋ねください

■お問い合わせ
いわき税務署
TEL 23-2141

No.17 登録免許税の免除措置

震災により被害を受けた方が、被災した建物を建て替えた場合等にかかる登録免許税（登記を行うときにかかる税金）について、免除措置があります。

●免除措置の種類

- ①被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置
 - ・震災により住宅、工場又は事務所等の建物の被害を受けた方が、滅失した建物に代わるものとして取得等をした建物についての所有権の保存又は移転の登記
- ②被災した建物に代わる建物の敷地として取得した土地に係る登録免許税の免除措置
 - ・滅失した建物に代わる建物の敷地として取得をした一定の土地についての所有権の移転又は貸借権等の設定・移転の登記
- ③被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置
- ④被災した漁船の再建造等に係る登録免許税の免除措置
- ⑤再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置
 - ・上記①から④までの建物、土地、農用地又は漁船の取得等のための資金の貸付が行われる場合に、これらの登記と同時に受けとるときの抵当権の設定の登記

●免除措置の対象となる登記を受ける期限

- ・平成23年3月11日から令和8年3月31日まで（①～③）
- ・平成23年4月28日から令和8年3月31日まで（④）

●被災した建物の解体等による滅失登記について

- ・ご自分で解体業者に依頼し、取り壊した場合は、法務局の窓口で手続きが必要になります。滅失登記自体は無料ですが、土地家屋調査士などに申請を代行してもらう場合は、依頼料がかかります。まずは、法務局にお問い合わせください。

■お問い合わせ
福島地方法務局いわき支局
TEL 23-1729

No.18 登記事項証明書等の交付手数料の特別措置

登記事項証明書等の交付手数料を免除します。

●対象となる方

- ・震災により所有する建物又は賃借権を持つ建物に被害を受けた方とその相続人
- ・震災により所有する船舶又は賃借権を持つ船舶に被害を受けた方とその相続人

●対象となる不動産・船舶

- ・震災により被害を受けた建物（被災建物）とその敷地
- ・被災建物に代わるものとして新築又は取得をした建物（被災代替建物）とその敷地
※被災建物の敷地に新築する場合のほか、他の土地に新築又は取得をした場合を含みます。
- ・震災により被害を受けた船舶（被災船舶）
- ・被災船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶（被災代替船舶）

●免除期間

- ・令和8年3月31日まで

※被災代替建物とその敷地、被災代替船舶に係る登記事項証明書等については、被災者等が被災代替建物・船舶の登記名義人となった日から1年間に限ります。

●交付手数料の免除を受けるために提示が必要な書面

不動産等の種類	提示が必要な書類
被災建物とその敷地 被災代替建物とその敷地	(1)り災証明書や被災証明書など（申請者の所有又は賃借する建物が震災により被害を受けたことについての市町村長の証明書） (2)被害を受けた建物の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合は、戸籍謄本など
被災船舶被災代替船舶	(1)以下のいずれかに該当する書面 ・船舶登録事項証明書（抹消） ・漁船原簿謄本（抹消） ・海難証明 ・り災証明書や被災証明書など (2)被害を受けた船舶の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合は、戸籍の謄本など

■お問い合わせ
福島地方法務局いわき支局
TEL 23-1729

No.19 不動産取得税の軽減措置

震災により被災した家屋に代わる家屋及びその敷地を新たに取得した場合、特例控除により不動産取得税の額が軽減されます。

●対象となる方

- ・震災により滅失・損壊した家屋の所有者及びその敷地の所有者
- ※相続人や、所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

●特例控除の対象となる不動産

- ・令和8年3月31日までに取得された代替家屋（被災家屋に代わる家屋）及びその敷地
- ※り災証明書における被害区分が「一部損壊」の場合は、特例控除の対象となりません。

●特例控除額の算定方法

- ・家屋：代替家屋の固定資産評価額×（被災家屋の床面積／代替家屋の床面積）
- ・土地：代替家屋の敷地の固定資産評価額×（被災家屋の敷地面積／代替家屋の敷地面積）

●必要書類

- ・り災証明書、被災家屋等の固定資産課税台帳登録事項証明書など
- ※上記以外にも、特例控除を受けるために必要な要件や提出書類があります。詳細については、個別にご相談ください。



■お問い合わせ
いわき地方振興局県税部
TEL 24-6033

No.20 固定資産税・都市計画税の特例措置

震災により、滅失した土地や家屋などの代わりになるものを取得した場合、固定資産税・都市計画税の特例を受けることができます。

●被災した住宅の敷地（被災住宅用地）の特例

- 被災住宅用地について、令和8年度まで、住宅用地とみなし、課税標準額を200㎡までは6分の1、それを超える部分は3分の1とする特例措置を受けることができます。

●被災代替住宅用地の特例

- 被災住宅用地の所有者等が、令和8年3月31日までの間に土地を取得した場合には、被災住宅用地に当たる分について、取得後3年度分、住宅用地とみなすことができます。
- ※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

●被災代替家屋の特例

- 被災した家屋（被災家屋）の所有者等が、令和8年3月31日までの間に代わりになる家屋を取得した場合には、税額のうち被災家屋の床面積相当分について、最初の4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する特例措置を受けることができます。

●被災代替償却資産の特例

- 被災した償却資産（被災償却資産）の所有者等が、代わりになる償却資産を令和6年3月31日までの間に、被災地域内において取得・改良した場合には、課税標準額を4年度分2分の1とする特例措置を受けることができます。

●居住困難区域及び警戒区域内住宅用地の代替住宅用地の特例

- 居住困難区域（居住制限区域・帰還困難区域）及び警戒区域内に所在した住宅の敷地（居住困難区域等内住宅用地）の所有者等が、居住困難区域及び警戒区域が解除されてから3ヶ月を経過する日までの間に代わりになる土地を取得した場合には、居住困難区域等内住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、住宅用地とみなす特例措置を受けることができます。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

●居住困難区域及び警戒区域内家屋の代替家屋の特例

- 居住困難区域及び警戒区域内に所在した家屋（居住困難区域等内家屋）の所有者等が、居住困難区域及び警戒区域が解除されてから3ヶ月（解除日後に新築されたときは1年）を経過する日までの間に代わりになる家屋を取得した場合には、税額のうち居住困難区域等内家屋の床面積相当分について、最初の4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する特例措置を受けることができます。

●居住困難区域及び警戒区域内償却資産の代替償却資産の特例

- 居住困難区域及び警戒区域内に所在した償却資産（居住困難区域等内償却資産）の所有者等は、居住困難区域及び警戒区域が解除されてから3ヶ月を経過する日までの間に代わりになる償却資産を取得した場合には、課税標準額を4年度分2分の1とする特例措置を受けることができます。

■お問い合わせ

資産税課土地係	TEL	22-7430~7431
〃 家屋係	TEL	22-7432~7433
〃 償却資産係	TEL	22-7434

No.21 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の特例

震災により家屋が被害を受け、住むことができなくなった方が、住宅借入金等で住宅の新築、購入又は増改築等をする場合、所得税額が軽減されます。

●対象となる場合

- ・震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより住むことができなくなった方が、住宅の取得等をして実際に住むようになった場合（東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合）には、住むようになった年（居住年）に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できません（控除期間は10年です。）。

※住宅借入金等特別控除とは、住宅借入金等で家屋の新築、購入又は増改築等をして住むようになった場合で、一定の要件を満たすときに、次の算式により計算した額を所得税の額から控除できる制度です。

【住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）＝住宅借入金等の年末残高×控除率】

※特例の対象となる住宅の取得等（再取得）とは次のとおりです。

- ・住宅の新築や購入の場合
住むことができなくなった日以後初めて実際に住むようになった場合が対象です。
- ・家屋の増改築等の場合
住むことができなくなった家屋について行う増改築等が対象です。

控除率等

居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額（通常額）	控除率（通常率）
平成26年4月1日～ 令和4年12月31日	5,000万円（4,000万円又は2,000万円）	1.2%（1.0%）

※ただし、令和3年度の税制改正により、契約期限（注文住宅は令和3年9月末、分譲住宅は令和3年11月末）と入居期限（令和4年12月末）を満たす方については、控除期間13年の措置が適用されます。また、合計所得1,000万円以下の方に限り、新築等に係る床面積要件が40㎡以上になります。

●被災した住宅の借入金等特別控除と再取得等した住宅の借入金等特別控除の併用

- ・震災によって住むことができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と被災者の住宅の再取得等の場合の住宅借入金等特別控除は併用できます（「重複適用の特例」）。
- この場合の控除額はそれぞれの控除額の合計額となります。

■お問い合わせ
いわき税務署
TEL 23-2141

No.22 木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年5月31日以前に工事が着手された住宅の耐震診断を希望する方
に対して耐震診断者を派遣し、耐震対策を支援します。

●対象となる方

次の条件を満たす戸建て木造住宅の所有者で、市税を滞納（※）していない方

- (1) 所有者が自ら居住する住宅
(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む)
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による3階建て以下の住宅
- (4) この事業による耐震診断を受けていない住宅

※申請時における納付すべき税目の納期到来分が納入されていること。なお、徴収猶予が認められている税目は除く。

●募集戸数

20戸程度

●申込者負担額

一部申込者負担額あり

●申込方法等（持参又は郵送）

- (1) 募集期間 令和3年6月21日（月）から令和3年8月31日（火）まで
- (2) 申込場所 市役所本庁舎6階 住まい政策課住宅計画係

●必要書類

申込書関連書類、市税等納税証明書、図面、登記簿謄本、住民票、建物写真など（詳細は住まい政策課にご確認下さい。）

■お問い合わせ
住まい政策課住宅計画係
TEL 22-1178

No.23 木造住宅耐震改修支援事業

昭和56年5月31日以前に工事が着手された住宅の耐震改修を希望する方
に対して、耐震改修工事費を補助します。

●対象となる方

次の条件を満たす戸建て木造住宅の所有者で、市税を滞納（※）していない方

- (1) 所有者が自ら居住する住宅
(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む)
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による3階建て以下の住宅
- (4) 所定の耐震診断を行い、耐震基準に適合していないものと診断された住宅
- (5) 補助金の交付を決定する年度内に、耐震改修工事が完了する住宅
- (6) 建築基準法令に違反していない住宅
- (7) この補助金のほか、他の耐震改修による補助金の交付を受けたことがない住宅

※申請時における納付すべき税目の納期到来分が納入されていること。なお、徴収猶予が認められている税目は除く。

●募集戸数

1戸程度

●補助金額

耐震改修工事費の5分の4以内（一般耐震改修工事：上限100万円）

（簡易耐震改修・部分耐震改修工事：上限60万円）

●申込方法等（持参又は郵送）

- (1) 募集期間 令和3年6月21日（月）から令和3年8月31日（火）まで
- (2) 申込場所 市役所本庁舎6階 住まい政策課住宅計画係

●必要書類

補助金等交付申請書関連書類、市税等納税証明書、耐震診断結果、見積書、
函面・工事概要書、登記簿謄本、住民票、建物写真 など
(詳細は住まい政策課にご確認下さい。)

■お問い合わせ
住まい政策課住宅計画係
TEL 22-1178

No.24 水道水源水質保全促進事業補助金

水道水源保護地域内の住宅で合併処理浄化槽を設置する方や同地域において農業集落排水事業に参加する方に対し、費用の一部を補助します。

●対象となる方

- ・水道水源保護地域内の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合で、いわき市浄化槽整備事業補助金の交付決定を受けた方及び水道水源保護地域内で実施する農業集落排水事業において、住宅の排水設備を農業集落排水処理施設に接続する工事を行なう方
- ※水道水源保護地域とは水道水源及びその上流地域において水質を保全することが必要な区域であって、各浄水施設の取水口より上流域の地域です。
- ※水道水源保護地域内において、浄化槽復興整備事業の切替えを行なう方に対しても、費用の一部を補助します。

●補助限度額

- ①合併処理浄化槽を設置する場合（浄化槽の設置費用から交付決定を受けた浄化槽整備事業補助金を差し引いた金額の3分の1の額（千円未満の端数切捨て）とし、次の表に示す額が限度となります。）

人槽区分	補助限度額
5人槽	110,000円
7人槽	138,000円
10人槽	182,000円

※ ただし、住宅を新築または建替えをする場合は対象となりません。

- ②農業集落排水事業に参加する場合

- ・1加入者あたり 138,000円

●交付申請の期限

- ・合併処理浄化槽を設置する場合は、浄化槽整備事業補助金の交付決定の日から6ヶ月以内
- ・農業集落排水事業に参加する場合は、排水設備計画確認通知の日から6ヶ月以内

●必要書類

- ・補助金交付申請書、市補助金等決定通知書の写し等（詳しくは担当課までお問い合わせください。）

■お問い合わせ
水道局浄水課庶務係
TEL 22-9319

No.25 いわき市生垣設置奨励補助金

新たに生垣を設置する方に対し、補助金を交付します。

●対象となる方

- (1)新たに生垣を設置する方
- (2)高さ1 m以上のブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀を撤去して新たに生垣を設置される方

※ 下記の各項いずれかに該当される方は、対象になりません。

- (1)いわき市に住民登録がされていない方
- (2)不動産販売を目的に生垣を設置する方
- (3)既にこの要綱により補助を受けている方
- (4)他の法令等により、補助・補償を受けている方
- (5)市税を納期限までに納めていない方

●補助金額

		1 m当たりの補助限度額	最高限度額
生 垣 設 置		5,000 円	100,000 円
ブロック塀等を 撤去して生垣設置	生垣設置	5,000 円	100,000 円
	塀の撤去	5,000 円	100,000 円

※設置する生垣は、道路に面する部分の総延長が5 m以上（1 m未満の端数は切り捨て）で、高さが60 cm以上の樹木を1 m当り2本以上植栽することが必要です。

※予算に達した時点で終了します。

●必要書類

- ・補助金交付申請書、事業計画書、見積書、着手前写真、納税証明書、委任状（申請手続きを代理人に委任する場合）、口座振替依頼書

■お問い合わせ
公園緑地課管理係
TEL 22-7518

No.26 いわき市ブロック塀等撤去支援事業

道路に面して設置されたブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。

●補助対象

(1) 対象となるブロック塀等

- ・道路に面し、高さが1メートル以上のブロック塀等（ブロック塀、レンガ塀、石塀その他の組積造の塀）で、地震により倒壊等のおそれのあるもの

(2) 補助金を申請できる方

- ・ブロック塀等の所有者

(3) 対象となる工事

- ・いわき市内に本店又は支店等を置く工事施工者により施工される工事
- ・道路に面するブロック塀等をすべて撤去又は高さが1m未満になるよう部分撤去する工事

●補助金額

次の金額のうちいずれか少ない額で、限度額は10万円

(1) 補助対象となる工事費の1/2の額

(2) 撤去しようとするブロック塀等の長さに1メートルあたり5,000円を乗じた額

※募集件数は50件程度で先着順

●申込方法

必要書類を持参のうえ、担当窓口（市役所本庁舎7階 建築指導課指導係）へ提出
（郵送不可）

- ・必要書類 事前協議書、ブロック塀等の点検表、ブロック塀等の現況写真

■お問い合わせ
建築指導課指導係
TEL 22-7516

No.27 福島県住宅用蓄電設備補助制度（県）

県内の電力を自家消費する方に、住宅用蓄電池・V2Hの設置に係る費用に対して補助を行います。

●対象となる方

・福島県内に所在する住宅に設置している太陽光発電設備に蓄電池・V2Hを併設した個人又は法人で次の①～⑦の条件をすべて満たす方

- ① 補助対象期間内に国の補助事業対象設備として、次の機関に登録をされているものであること
 - ・蓄電池：一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）
 - ・V2H：一般社団法人次世代自動車振興センター（N e V）
- ② 設置してある太陽光発電システムは固定価格買取制度に基づく余剰売電を行っていないこと
- ③ 蓄電池及びパワーコンディショナ/V2Hは未使用であること
- ④ 蓄電池/V2Hから供給される電力が、住居において消費されていること
- ⑤ 設置に係る領収書等に記載された領収日が、次のいずれかの要件を満たすこと
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了の場合
令和2年4月1日から令和4年3月18日までの間であり、太陽光発電システムの余剰電力買取期間満了の日の前6か月以降であること
 - b. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了以外の場合
令和2年4月1日から令和4年3月18日までの間であること
- ⑥ 福島県税の未納がないこと
- ⑦ 過去に福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金（蓄電池/V2H）の交付を受けていないこと

※蓄電設備とV2H設備の補助金の併用はできません。

●補助金額

- ① 蓄電池：蓄電池の蓄電容量1kWh当たり40,000円
※上限は5kWhで最大200,000円となります。
- ② V2H：上限100,000円（定額）

●申込期間：令和3年4月12日～令和4年3月18日 午後5時必着

※補助金申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります

※福島県再生可能エネルギー推進センター宛に郵送（簡易書留/特定記録/レターパック）で申し込みが必要になります。詳細については、下記ホームページで確認してください。

■お問い合わせ

福島県再生可能エネルギー推進センター

TEL 024-526-0070

（午前9時～午後12時、午後1時～午後5時30分
土日祝日は除く）

HP：<http://fukushima-pv-hojo.org>

住所：〒960-8043

福島県福島市中町5-21 福島県消防会館3階

No.28 福島県住宅用太陽光発電補助制度（県）

県内の住宅に太陽光発電設備を導入する方を補助します。

●対象となる方

・福島県内に所在する住宅に太陽光発電設備を設置しようとする個人又は法人で次の①～⑥の条件をすべて満たす方

- ① 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること（増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること）
- ② 太陽光発電システムにより発電した電気が、住居において消費されていること
- ③ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること
- ④ 太陽光発電システムの接続契約締結日について、次のいずれかの要件を満たすこと
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰売電の場合
受給開始日が令和2年4月1日から令和4年3月18日までの間であること
 - b. 自家消費を行っている場合
領収日が令和2年4月1日から令和4年3月18日までの間であること
- ⑤ 福島県税の未納がないこと
- ⑥ 補助を受けようとするシステムについて、過去に福島県住宅用太陽光発電設備導入支援補助金の交付を受けていないこと

●補助限度額

・太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり40,000円

※上限は4kWで最大160,000円となります。

●**申込期間**：令和3年4月12日～令和4年3月18日 午後5時必着

※補助申請総額が予算額に達した場合は期間内であっても募集を締め切ります。

※本市の助成制度と併用できます。

福島県再生可能エネルギー推進センター宛に郵送（簡易書留/特定記録/レターパック）で申し込みが必要になります。詳細については、下記ホームページで確認してください。



■お問い合わせ

福島県再生可能エネルギー推進センター

TEL 024-526-0070

（午前9時～午後5時30分 土日祝日は除く）

HP：<http://fukushima-pv-hojo.org>

住所：〒960-8043

福島県福島市中町5-21 福島県消防会館3階

No.29 環境負荷軽減機器導入促進補助制度（市）

市内の個人住宅に、環境負荷軽減に資する機器（太陽光発電システムなど）を導入した場合などの助成制度です。

●対象となる方

- (1) 自ら居住する住宅（店舗、事務所等の用途を兼ねるものを含む。）に機器を購入し設置した個人又は自ら居住する機器付き住宅を購入した個人の方
- (2) 2021年度内に機器を設置した方（太陽光発電システムの場合、電力受給開始日が2021年4月1日～2022年3月31日の方）
- (3) いわき市の市税を完納している方
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する者が販売又は施工する機器を設置した方
- (5) 補助を受けようとする機器に対するこの補助金以外の市の補助金、交付金等を受けていない方又は受ける予定がない方
- (6) いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者でない方

●補助対象機器及び補助額（※ 予算額に達した時点で受付を終了します。）

補助対象機器 (未使用のものに限る)	補助額	補助件数	対象要件等
太陽光発電システム	1万円/kW (上限4万円)	290件相当	○太陽電池の最大出力の合計またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kW未満
ペレットストーブ	5万円/台	5件相当	○据付型の木質ペレットストーブ (薪ストーブは対象外)
定置用リチウムイオン蓄電システム	蓄電容量1kWh あたり2万円 (上限10万円)	40件相当	○蓄電容量が1kWh以上 ○自宅の太陽光発電システムにより発電した電力を蓄えるもの
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	10万円/台	20件相当	○燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるもの
電気自動車等充給電設備（V2H）	10万円/台	5件相当	○電気自動車等と住宅との間で相互に電力供給できるもの

※ 申請状況など詳細については、下記担当課までお問合せください。

●必要書類（申請書のほか次に掲げる書類）

- ①機器設置報告書兼同意書、②市税完納証明申請書、③機器の設置状況が確認できる写真、④機器の設置費が確認できる書類の写し（領収書等）、⑤機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等、⑥機器を設置した住宅の位置図、⑦口座振替依頼書、⑧住民票の写し（機器が設置された住宅への居住が確認できるもの）、⑨住宅所有者の機器設置に係る承諾書（当該住宅の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）、⑩その他市長が必要と認める書類

《 太陽光発電システムを設置した場合の追加書類 》

電力受給開始日が確認できる書類の写し（電力受給契約確認書等）

《 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した場合の追加書類 》

太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し（電力受給契約確認書等）と太陽光発電システムの設置が確認できる住宅全体の写真

●申込期間：2021年4月1日～2022年3月31日

■お問い合わせ

環境企画課環境企画係 TEL 22-7528

No.30 「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業

県では、県内に定住するための空き家改修等に、補助金最大250万円を交付します。

●事業概要・目的

県は、被災者・避難者の住宅再建や定住・交流人口拡大の促進、新婚・子育て世帯の居住水準の向上、安心して空き家の取引が行うことのできる環境の整備、市町村の地域・まちづくり等に対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に実施するため、空き家を有効に活用し、居住又は生活の拠点としようとする者に対し、補助金を交付します。

●対象となる空き家

- (1) 登録住宅：空き家バンクに3か月以上登録されている建物
- (2) 空家住宅：3か月以上居住等で使用されていない建物

●補助の内容

補助金の内容については、補助対象者や事項などによって違ってまいりますので、詳細は福島県のホームページで確認して頂くか、下記お問い合わせにてご確認ください。

「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業

検索

●申込期間

- ・令和3年5月12日（水）～令和4年1月31日（月）※先着順
- ※予算枠に達した時点で終了します。

●本事業に対する注意点

- (1) 次の内容は、補助対象外となります。
 - ア. 高効率給湯器の設置、イ. ペレットストーブの設置、
 - ウ. 補助対象部位が他補助金と重複する場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めます。
 - ア. 補助金の交付を受けた日から3年以内に、補助対象不動産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、または担保に供した場合
 - イ. 本事業を活用した空き家に、生活の本拠を有した期間が3年未満の場合

●申請窓口

- ・福島県いわき建設事務所建築住宅課
- ※詳しくは、福島県いわき建設事務所建築住宅課にお問い合わせください。

■お問い合わせ
 福島県いわき建設事務所建築住宅課
 TEL 24-6134

No.31 三世代同居・近居支援事業

三世代が新たに同居若しくは近居する場合に、住宅の取得費や増改築等の費用の一部を補助します。

●対象となる方

・市内で新たに三世代同居・近居をするため、住宅取得等を行う者で次の全てに該当する方。

- (1)三世代で同居・近居する者（近居の範囲は概ね2 km以内）。
- (2)事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上、三世代同居・近居を継続すること（就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く）。
- (3)補助事業者は、三世代同居・近居を始める者のうち1人に限る。
- (4)三世代同居・近居を始める者全ては市税の滞納（※）がなく、本事業、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金及び公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。（※申請時における納付すべき税目の納期到来分が納入されていること。なお、徴収猶予が認められている税目は除く）
- (5)住宅取得等の対象となる住宅の所有者は、三世代同居・近居を行う者であること。
- (6)住宅取得等の工事請負（売買）契約を行い、三世代同居・近居を開始（予定）する年度内に、補助金の交付を受ける者。なお、原則として、住宅を取得した、その年度内に三世代同居・近居を開始すること。

●募集戸数

25戸程度

●補助金額

・住宅取得等に係る経費の1/2以内又は下記(1)から(3)の合計のいずれか低い額。

- (1)補助基本額：50万円
- (2)子ども加算額：10万円／人（上限4人）
- (3)中古住宅取得加算額：20万円

●申込方法等（※エントリーシートによる申込。持参又は郵送）

- (1)募集期間 令和3年9月1日（水）から令和3年10月29日（金）まで（※申込多数の場合は抽選）
- (2)申込場所 市役所本庁舎6階 住まい政策課住宅計画係

●必要書類（事業実施決定後に必要となる書類）

事業計画書、住民票、戸籍謄本、住宅取得・増改築に係る契約書及び領収書、市税等納税証明書、検査済証、登記事項証明書（建物）など

（詳細は住まい政策課にご確認下さい。）

■お問い合わせ
住まい政策課住宅計画係
TEL 22-1178

No.32 いわき市浜まち宅地再生支援事業

いわき市が運営する空き地バンクを利用して土地を売却した方や土地の売買を仲介した宅建業者、住宅を取得した方々に対して、補助金を交付します。

●補助制度の内容

(1) 空き地バンク仲介手数料支援金

- ① 補助対象者 土地所有者
- ② 補助対象経費 土地売買成立に伴い宅建業者に支払う仲介手数料
- ③ 補助額 最大5万円(支払った仲介手数料の額又は5万円のいずれか低い額)

(2) 空き地バンク物件成約奨励金

- ① 補助対象者 土地売買を仲介した宅地建物取引業者
- ② 補助対象経費 土地売買成立に伴う仲介手数料
- ③ 補助額 5万円

(3) 空き地バンク登録物件活用支援金

- ① 補助対象者 土地を取得し、住宅を新築、又は新築の住宅を購入した方
- ② 補助対象経費 住宅の新築又は購入に係る経費
- ③ 補助額 最大50万円(補助対象経費の2分の1、又は次のア～ウの合計額のいずれか低い額)

区分	補助額	世帯加算額の要件
ア 基本額	30万円	-
イ 若年世帯加算額	10万円	世帯主が18歳以上40歳未満、または18歳未満の方がいる世帯
ウ 市外移住世帯加算額	10万円	市外から本市に移住し、かつ住民票を異動された世帯

※(1)～(3)まで、いずれも令和3年4月1日以降に売買契約が成立したものが対象です。

●令和3年度の募集内容

①募集数

- (1) 空き地バンク仲介手数料支援金 25件程度
- (2) 空き地バンク物件成約奨励金 25件程度
- (3) 空き地バンク登録物件活用支援金 30件程度

② 募集期間 令和3年5月6日(木)～令和4年3月31日(木)

③ 申込方法 所定の申請書を郵送又は持参にて担当課へ提出

※ 先着順とし、予算額の上限に達した時点で募集を締め切ります。

※ 持参にて提出する場合は、土・日・祝日を除く開庁時間内の受付となります。

■お問い合わせ
都市整備課区画整理係
TEL 22-1138

No.33 災害公営住宅

震災により被災した住宅に居住していた方で、住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうための公営住宅です。

●定期募集

空いた住宅について、定期募集を実施しています。

●間取り

住宅の形態	集合住宅	集合住宅	戸建住宅	戸建住宅
間取り	2LDK (約60㎡) 常磐関船は2DK 約47㎡	3LDK (約75㎡) 常磐関船は3DK 約55㎡、 内郷砂子田は3DK 約65㎡	2LDK (約60㎡) (平屋) 敷地面積： 約140㎡	3LDK (約75㎡) (2階建) 敷地面積： 約140㎡

●申込み資格

・次の(1)又は(2)に該当する方が申込みできます。

なお、(2)に該当する方は、(1)に該当する方と同時期に申込みを受け付けますが、選考については、(1)に該当する方を優先的に選考しております。

(1) 震災により住宅を滅失した方

※「震災復興事業」により解体及び移転が必要となった方を除く。

次の①から⑨までの条件をすべてみたす方が対象です。

①いわき市から東日本大震災による「り災証明書」の交付を受けている方で、次のア、イ又はウに該当する方。

ア 「り災証明書」が全壊、全焼、流出であり、現に住宅を滅失した方。

イ 「り災証明書」が大規模半壊、半壊で通常の修繕では居住できない等の理由により解体することを余儀なくされた方。

ウ 半壊以上の「り災証明書」の交付を受けている方で、震災後に住宅の損傷を契機として自己都合によらずに退去せざるを得なくなった借家人の方。

②いわき市内に住所又は勤務先を有する方。

③原則として同居親族（概ね2ヶ月以内に婚姻する婚約者を含む）がある方。

ただし、次に該当する方は2LDK(2DK)の住戸に限り、単身で申し込むことができます。

・60歳以上の方。

・障がい者（身体・精神・知的）で、単身での生活が可能な方。

（身体1～4級、精神1～3級、療育A又はB判定に該当する方）

・生活保護被保護者。

・その他条例で定める方。

④現に住宅に困窮していることが明らかな方。

⑤市・県民税を滞納していない方（国保税等は除く）。

- ⑥前年の世帯の合計所得が公営住宅法で定める基準の範囲内にある方。
- ⑦過去に市営住宅等に入居していたときの家賃滞納等債務がない方。
- ⑧過去に市営住宅等に入居していたときに住宅明渡しの請求を受けたことがない方。
- ⑨暴力団員でない方。

(2) **震災復興事業により住宅を解体及び移転する方**

次の①から⑨までの条件をすべてみたす方を対象とします。

- ①震災復興土地区画整理事業、都市計画法の認可を受けて行う道路整備事業などの震災復興事業の実施により、解体及び移転が必要となった方。（借家人の方も含みません。）
- ②いわき市内に住所又は勤務先を有する方。
- ③原則として同居親族（概ね2ヶ月以内に婚姻する婚約者を含む）がある方。
ただし、次に該当する方は2LDK(2DK)の住戸に限り、単身で申し込むことができます。
 - ・60歳以上の方。
 - ・障がい者（身体・精神・知的）で、単身での生活が可能な方。
（身体1～4級、精神1～3級、療育A又はB判定に該当する方）
 - ・生活保護被保護者。
 - ・その他条例で定める方。
- ④現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- ⑤市・県民税を滞納していない方（国保税等は除く）。
- ⑥前年の世帯の合計所得が公営住宅法で定める基準の範囲内にある方。
- ⑦過去に市営住宅等に入居していたときの家賃滞納等債務がない方。
- ⑧過去に市営住宅等に入居していたときに住宅明渡しの請求を受けたことがない方。
- ⑨暴力団員でない方。

※「震災復興事業」とは、土地区画整理事業、都市計画法の認可を受けて行う道路整備事業等をいいます。

※(1)(2)ともに、被災者生活再建支援制度加算支援金（賃借を除く。）を受給されている方は、当該制度の主旨を踏まえ、申し込むことができません。

※震災後から入居申込みまでの間に、公営住宅（災害公営住宅及び復興公営住宅を含む）に入居していたことがある方は、震災被災者として申し込むことはできません。
（一般市営住宅の入居要件を満たす場合は、一般申込資格者として申し込むことができます。）

※「子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者」（自主避難者）につきましては、入居要件を満たす場合は、一般申込資格者と同様に、入居対象者拡大団地へ申し込むことができます。

●申込み受付窓口、受付時期及び募集団地

(1) 受付窓口

いわき市市営住宅管理センター（いわき市内郷小島町新町 40 番地）

いわき市市営住宅泉窓口センター（いわき市泉町滝尻字菅俣 6 番地の 1）

（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで）

(2) 受付時期

募集月の上旬 1 週間程度

(3) 募集団地

募集月の前月末頃に、本庁住宅営繕課・各支所及び市営住宅管理センターの窓口及び市営住宅管理センターのホームページ等に募集団地を掲載

●災害公営住宅の空き住戸における入居対象者拡大

災害公営住宅への入居申込みについては、「震災により住宅を滅失した方」又は、「震災復興事業により住宅を解体及び移転する方」を対象としていますが、一部の災害公営住宅について平成 30 年 10 月の定期募集より「一般の市営住宅への申込資格を有する方」及び、「子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者」を対象に入居対象者を拡大しており、更に令和 3 年 4 月からは、すべての災害公営住宅について申込みを可能としております。

(1)平成30年10月から拡大

久之浜東団地、薄磯団地、豊間団地の計 3 団地

(2)平成31年4月から拡大

四倉南団地、内郷砂子田団地の計 2 団地

(3)令和3年4月から拡大

北白土団地、作町東団地、沼ノ内団地、下浅貝団地、関船団地、永崎団地、佐糠第一団地、佐糠第二団地、錦団地、四沢団地、関田団地の計11団地

※入居対象者拡大後における入居者募集・選考にあたっては、東日本大震災被災者の申込みを優先する取り扱いとしております。

●整備地区、整備戸数、入居開始時期等

地区名	団地名	住宅形態 (集合・戸建)	種別	戸数			入居開始時期
				2LDK (関船は2DK)	3LDK (関船、内郷は3DK)	合計	
久之浜	①久之浜東	集合	一般	60戸	60戸	120戸	平成27年2月
		戸建	一般	8戸	8戸	16戸	平成27年10月
四倉	②四倉南	集合	一般	50戸	50戸	100戸	平成26年7月 平成26年10月
			ペット	15戸	15戸	30戸	平成26年10月
		戸建	一般	10戸	11戸	21戸	平成26年10月
平	③北白土	集合	一般	32戸	18戸	50戸	平成27年11月
	④作町東	集合	一般	25戸	20戸	45戸	平成26年8月
	⑤沼ノ内	集合	一般	20戸	20戸	40戸	平成26年4月
	⑥薄磯	集合	一般	45戸	40戸	85戸	平成26年6月 平成26年10月
		戸建	一般	9戸	9戸	18戸	平成26年10月
	⑦豊間	集合	一般	69戸	69戸	138戸	平成26年6月 平成26年10月
			ペット	15戸	15戸	30戸	平成26年10月
戸建		一般	12戸	12戸	24戸	平成26年10月	
内郷	⑧内郷砂子田	集合	一般	2戸	248戸	250戸	平成27年10月 平成28年3月
常磐	⑨下浅貝	集合	一般	37戸	18戸	55戸	平成28年1月
			ペット	12戸	8戸	20戸	
	戸建	一般	6戸	7戸	13戸	平成27年11月	
	⑩関船	集合	一般	16戸	16戸	32戸	平成26年3月
小名浜	⑪永崎	集合	一般	67戸	58戸	125戸	平成27年10月
			ペット	15戸	25戸	40戸	
		戸建	一般	12戸	12戸	24戸	平成27年10月
勿来	⑫佐糠第一	集合	一般	17戸	13戸	30戸	平成27年9月
	⑬佐糠第二	集合	一般	12戸	9戸	21戸	平成27年9月
	⑭錦	集合	一般	32戸	32戸	64戸	平成26年4月
	⑮四沢	集合	ペット	11戸	9戸	20戸	平成27年1月
		戸建	一般	19戸	11戸	30戸	平成27年12月
	⑯関田	集合	一般	36戸	36戸	72戸	平成27年1月
合計				664戸	849戸	1513戸	

※一般の種別の住宅でペットを飼うことはできません。

※駐車場は原則1世帯に1台目が確保されており、2台目以上については駐車場の空き状況により使用できる場合があります。(関船団地・内郷砂子田団地は除く)

●家賃算定について

災害公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき、住宅の規模、立地条件等により、収入（政令月収）に応じた家賃が設定されます。

政令月収は、入居する方全員の1年間の所得（収入から必要経費等を差し引いた額）の合計額から公営住宅法に定める控除額を差し引いて、12ヶ月で割ることにより算出し、その金額により家賃区分が決まります。

■ 政令月収の算出方法

$$\text{政令月収} = \left[\text{年間総所得金額の世帯合計} - \text{控除金額の世帯合計} \right] \div 12\text{ヶ月}$$

所得の種類	確認方法
給与所得者	源泉徴収票の「給与所得控除後の金額欄」または市県民税所得額課税証明書の「給与所得欄」に記載されている額
事業所得者	確定申告書または市県民税所得額課税証明書の「所得金額欄」に記載されている額
公的年金受給者	受給者の年齢により下表で計算した額

控除の対象	控除額 (1人につき)
親族(入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族)	38万円
老人扶養親族(70歳以上の控除対象配偶者及び扶養親族の方)	10万円
特定扶養親族(扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方)	25万円
特別障がい者(身体障害者手帳の1級、2級等)	40万円
障がい者(特別障がい者以外の障がい者の方)	27万円
ひとり親・寡婦	35万円を限度 (寡婦の場合は27万)

65歳未満の方	
公的年金等の収入額(A)	年間総所得金額の計算
60万円未満	0円
60万円～130万円未満	(A)-60万円
130万円～410万円未満	(A) × 0.75 - 27.5万円
410万円～770万円未満	(A) × 0.85 - 68.5万円
770万円以上	(A) × 0.95 - 145.5万円

65歳以上の方	
公的年金等の収入額(A)	年間総所得金額の計算
110万円未満	0円
110万円～330万円未満	(A)-110万円
330万円～410万円未満	(A) × 0.75 - 27.5万円
410万円～770万円未満	(A) × 0.85 - 68.5万円
770万円以上	(A) × 0.95 - 145.5万円

※平成 30 年の所得税法改正に伴い公営住宅法施行令が改正され、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方がいる場合は1人につき10万円を控除します。
 ※雑損失・純損失の繰越控除については、所得金額から控除することができます。

■家賃の減免措置の拡充について

災害公営住宅の家賃については、「国の特別家賃低減事業」と「市独自の家賃減免制度」により、家賃負担の軽減を図っています。

このうち、「市独自の家賃減免制度」については、原則として、すべての災害公営住宅の入居者を対象として、住宅の管理開始から最初の3年間は50%、4年目、5年目については、25%の減免を行いました。

また、「国の特別家賃低減事業」は、低額所得者（政令月収8万円以下）の負担軽減措置として、住宅の管理開始から10年間は家賃が低減され、6年目から10年目は激変緩和期間として、段階的に家賃の減免額が減少し、11年目以降に本来家賃となるものです。

このような中、市独自の家賃減免が、管理開始から5年間で終了することに加え、「国の特別家賃低減事業」による減免率も段階的に引き下げられ、家賃が上昇してしまうことから、住宅の管理開始6年目から10年目の5年間については、低額所得者（政令月収8万円以下）の本来家賃への引き上げは行わず、住宅の管理開始11年目から16年目で、段階的に本来家賃に引き上げる、市独自の家賃減免制度の「拡充」を行っているところであります。

なお、3年以上入居し、収入基準（158,000円・裁量世帯214,000円）を超える収入超過者に対しても、さらなる家賃減免制度の拡充をあわせて行っています。詳しくは、「**■**入居後における収入超過者等について」をご覧ください。

■家賃区分について

政令月収に対応した次の家賃区分に基づき、区分ごとに家賃が決定します。

【家賃区分表】												
	特別低減家賃				通常の市営住宅家賃							
政令月収	0円	～4万円	～6万円	～8万円	～10.4万円	～12.3万円	～13.9万円	～15.8万円	～18.6万円	～21.4万円	～25.9万円	25.9万円～
家賃区分	1-①	1-②	1-③	1-④	1	2	3	4	5	6	7	8

■家賃の目安

家賃月額（中心市街地・集合住宅） 3LDK（約74.05㎡）												
家賃区分	政令月収	本来家賃	減免適用後の家賃									
			管理開始から	5年目	6年・7年	8年・9年	10年	11年・12年	13年・14年	15年	16年	
			国の特別低減	100%	75%	50%	25%	終了	終了	終了	終了	終了
			独自減免	25%	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了
			減免拡充		25%	50%	75%	75%	50%	25%	終了	
1-①	0円	29,300円		6,700円	9,000円	9,000円	9,000円	14,000円	19,100円	24,200円	29,300円	
1-②	1円～40,000円			11,400円	15,200円	15,200円	15,200円	18,700円	22,200円	25,700円	29,300円	
1-③	40,001円～60,000円			16,100円	21,500円	21,500円	21,500円	23,300円	25,300円	27,300円	29,300円	
1-④	60,001円～80,000円			20,700円	27,700円	27,700円	27,700円	28,100円	28,500円	28,900円	29,300円	
1	80,001円～104,000円	29,300円		21,900円	29,300円	注1【1階層から8階層】 市独自の家賃減免は5年間で終了し、6年目から本来家賃を負担していただくこととなります。 注2【5階層から8階層】 収入超過者と認定された方には、この表は適用されません。詳しくは、「 ■ 入居後における収入超過者等について」をご覧ください。						
2	104,001円～123,000円	33,800円	25,300円	33,800円								
3	123,001円～139,000円	38,700円	29,000円	38,700円								
4	139,001円～158,000円	43,700円	32,700円	43,700円								
5	158,001円～186,000円	49,900円	37,400円	49,900円								
6	186,001円～214,000円	57,600円	43,200円	57,600円								
7	214,001円～259,000円	67,400円	50,500円	67,400円								
8	259,001円～	77,700円	58,200円	77,700円								

※1 特別低減：国の特別家賃低減事業による減免で、家賃区分1-①～1-④が対象となり、減免率は、管理開始1年～5年が100%、6年～7年が75%、8年～9年が50%、10年が25%となります。

※2 独自減免：市独自の減免措置で、家賃区分は1-①～8が対象となり、管理開始から1年～3年が50%、4年～5年が25%となります。ただし、収入超過者に認定された場合は対象外となります。（家賃区分5～8）

※3 減免拡充：市独自の減免措置の拡充（平成31年3月から）による減免で、家賃区分1-①～1-④が対象となり、国の特別家賃低減事業で減免率が減少することによる家賃額の上昇を補うものであり、管理開始6年～7年が25%、8年～9年が50%、10年～12年が75%、13年～14年が50%、15年が25%となります。

※4 「震災復興事業により住宅を解体及び移転する方」については、国の特別家賃低減事業及び市独自の減免措置の対象外となりますので、「震災復興事業により住宅を解体及び移転する方」の欄をご覧ください。

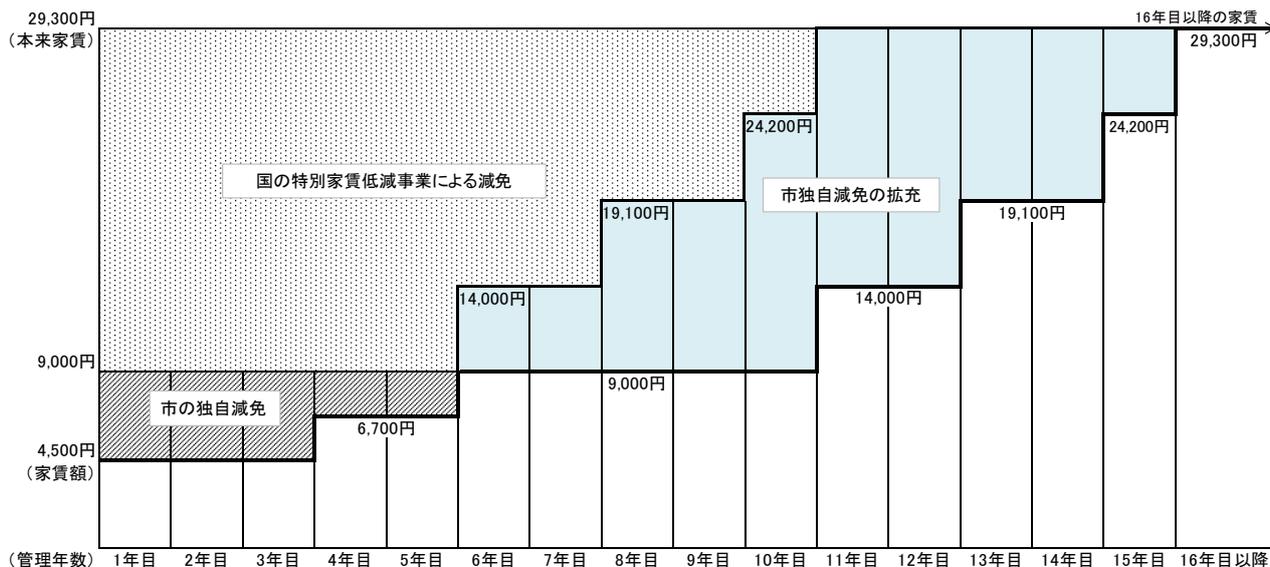
・家賃の詳細は、災害公営住宅の完成に合わせて、住戸毎に住戸面積・設備の利便等により決定します。

また、家賃は毎年度、入居者の収入状況や建物の状況（建設後の経過年数など）により算定されますので、変動する場合があります。

なお、家賃の目安は現時点での想定であり、この額で決定するものではありません。

・家賃の他に、駐車場使用料（2千円/月/台）が別途発生します。また、各団地で組織している自治会に加入のうえ、外灯や浄化槽清掃費用等の共益費を支払う必要があります。

■家賃減免イメージ（家賃区分：1-①の場合）



■入居後における収入超過者等について

災害公営住宅の入居には、震災特例により入居時の収入要件はありませんが、毎年申告していただく収入が一定以上の額となる場合、収入超過者・高額所得者と認定され、次のような取り扱いとなります。

① 収入超過者

引き続き3年以上入居し、政令月収が158,000円を超える世帯。

ただし、次のいずれかに該当する場合は政令月収が214,000円を超える世帯。

- ・世帯主及び同居親族に障がい者（一定基準以上）がいる場合
- ・入居者のいずれもが60歳以上の方及び18歳未満の方で構成されている場合
- ・小学校就学前の子どもがいる場合

《収入超過者に対する家賃減免制度》

平成30年度から令和2年度までに収入超過者と認定された方に対し、法定近傍同種家賃までの引き上げ期間を延長する、激変緩和措置を講じていますが、さらに、収入超過者と認定されるすべての方に対し、震災後の建設費の上昇により、割高となった法定近傍同種家賃の見直しを行い、割増家賃を震災前の水準まで減額する、家賃減免制度の拡充を実施（H31年4月から）しています。

ただし、収入超過者に認定された場合は、公営住宅法に基づく、住宅の明渡し努力義務は発生しますので御理解いただきますようお願いいたします。

なお、減免期間については、法定近傍同種家賃は、原則、経過年数により額が下がっていくことから、法定近傍同種家賃が※みなし近傍同種家賃と同額以下になるまでとします。

収入超過者の家賃 = (本来家賃) + 【(※みなし近傍同種家賃) - (本来家賃)】 × (超過年数・収入区分に応じて設定される割増率)

※みなし近傍同種家賃 = 住戸専用面積 (㎡) × 1,300 円/㎡

[平成30年度から令和2年度までに、収入超過者として認定された方]

超過年数・収入区分に応じた割増率は、年度区分により次のとおりとなります。

年 数	家 賃 区 分			
	5	6	7	8
	158,001 円～ 186,000 円	186,001 円～ 214,000 円	214,001 円～ 259,000 円	259,001 円～
1 年目	本来家賃	本来家賃	本来家賃	本来家賃
2 年目	1/5	1/4	1/3	1/2
3 年目	2/5	1/2	2/3	1
4 年目	3/5	3/4	1	1
5 年目	4/5	1	1	1
6 年目以降	1	1	1	1

[令和3年度以降に、収入超過者として認定される方]

超過年数・収入区分に応じた割増率は、年度区分により次のとおりとなります。

年 数	家 賃 区 分			
	5	6	7	8
	158,001 円～ 186,000 円	186,001 円～ 214,000 円	214,001 円～ 259,000 円	259,001 円～
1 年目	1/5	1/4	1/2	1
2 年目	2/5	1/2	1	1
3 年目	3/5	3/4	1	1
4 年目	4/5	1	1	1
5 年目以降	1	1	1	1

■家賃減免イメージ

[平成 30 年度から令和 2 年度までに、収入超過者として認定された方]

(家賃額)		収入超過者に対する市独自の減免措置			
法定近傍同種家賃	131,900円	131,900円	131,900円	131,900円	
96,200円	6年目 96,200円	5年目 96,200円	4年目 96,200円	3年目 96,200円	
みなし近傍同種家賃	みなし近傍同種家賃				
90,000円	5年目 86,900円	4年目 86,500円	3年目 86,600円	2年目 86,900円	
80,000円	4年目 77,600円	3年目 76,900円	2年目 77,000円	1年目 77,700円	
70,000円	3年目 68,400円	2年目 67,200円	1年目 67,400円		
60,000円	2年目 59,100円	1年目 57,600円			
50,000円	1年目 49,900円				
	5	6	7	8	

[令和 3 年度以降に、収入超過者として認定される方]

(家賃額)		収入超過者に対する市独自の減免措置			
法定近傍同種家賃	131,900円	131,900円	131,900円	131,900円	
96,200円	5年目 96,200円	5年目 96,200円	2年目 96,200円	1年目 96,200円	
90,000円	みなし近傍同種家賃				
80,000円	4年目 86,900円	4年目 86,500円	1年目 81,800円		
70,000円	3年目 77,600円	2年目 76,900円			
60,000円	2年目 68,400円	1年目 67,200円			
50,000円	1年目 59,100円				
	5	6	7	8	
	収入超過者認定前				
	49,900円	57,600円	67,400円	77,700円	
	5	6	7	8	

② 高額所得者

引き続き5年以上入居し、最近2年連続して政令月収が、313,000円を超える世帯。

住宅の明け渡し対象となりますが、家賃については、みなし近傍同種家賃が賦課されます。

■お問い合わせ

いわき市市営住宅管理センター

TEL 38-3245

いわき市市営住宅泉窓口センター

TEL 38-3417



住宅取得に必要な不動産の基礎知識

住宅取得に必要な不動産の基礎知識である不動産登記関係、土地の価格、売買取引及び居住用財産の譲渡に関する特例措置についてご案内します。

1 不動産については、取引の安全を図るために、法務局（登記所）に備え付けられた不動産登記簿に、その概要や権利が記載され、一般に公示されています。

不動産登記には第三者に対して対抗力（権利を法的に主張できる力）はありますが、登記簿に記載された事柄は、公信力がありません。そのために、不動産取引の際は、登記簿調査のほか本人へのヒアリングや固定資産課税台帳の閲覧など慎重に行う必要があります。

2 土地の価格には、次の4種類の価格があります。

①「時価」：実際に売買されている価格

②「公示価格」：国（国土交通省）が決める価格

③「相続税評価額」：国税庁が相続税・贈与税を算出する時の価格（路線価）

④「固定資産税評価額」：固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税等を算出する時の価格

これらのうち、特に毎年3月下旬頃に公表される公示価格は、「時価」や「相続税評価額」、「固定資産税評価額」を決める際の目安となりますのでしっかりと押さえておきましょう。公示価格は、国土交通省の土地総合情報システムのWEBサイトをはじめ、市役所や各支所において確認できます。

なお、価格の目安としては、時価>公示価格>相続税評価額（概ね公示価格の80%）>固定資産税評価額（概ね公示価格の70%）となります。

3 不動産（宅地・建物）の売買・交換の媒介、代理、賃借の媒介などを宅地建物取引業者に依頼した場合には、仲介手数料がかかります。

【例】400万円超の場合には、次の計算式で算出します。

仲介手数料：（売買価格×3%＋6万円）×消費税

4 最後に、居住用財産の譲渡に関する特例措置についてです。居住用の建物や土地を譲渡した場合には、一定の要件を満たせば3,000万円の特別控除が受けられます。

（譲渡をした年の翌年2月16日～3月15日までに税務署に申告が必要です。）

詳しい要件等については、いわき税務署（23-2141）へお問い合わせください。

※住宅取得に必要な不動産の基礎知識については、No.1 住まいと暮らしの再建相談会で、ファイナンシャル・プランナーがわかりやすく説明をするほか、ご相談にも応じております。

住宅取得のスケジュール

～①建築の場合(注文住宅)～

情報収集からローンの申し込みまで

- 情報収集……広告、住宅情報誌、インターネット、不動産会社などから情報収集
- 建築プランを立てる……ハウスメーカー、工務店、設計事務所の中から依頼先を選ぶ。概算見積もりを作成してもらい、見比べた上で依頼先を決定。
- 住宅ローンの申し込み……無理のない範囲でローンを組む。

【このパンフレットの中で利用できる支援制度】

- ・No. 1 住まいと暮らしの再建相談会 (P7)
- ・No. 2 被災住宅等の再建・修理やリフォームに関する相談 (P9)
- ・No. 6 災害復興住宅融資(建設) (P16)
- ・No. 9 災害援護資金貸付制度 (P20)
- ・No. 11 津波被災住宅再建事業補助金 (P22)

建築請負契約

- 建築請負契約……契約を結び手付金を支払う。本設計を開始、納得のいくプランをつくる。

【このパンフレットの中で利用できる支援制度】

- ・No. 3 被災者生活再建支援制度 (P10)

竣工・引渡し、登記・住宅ローンの契約

- 竣工・引渡し……建て主、設計者、工事責任者が立ち合い、図面通りに仕上がったかどうか、引渡し可能な状態にあるかの竣工検査を行う。
- 登記・住宅ローンの契約……建物の表示登記、所有権の保存を行う。登記申請料が必要。住宅ローン契約時に抵当権設定登記を行う。

【このパンフレットの中で利用できる支援制度】

- ・No. 4 住まいの復興給付金制度 (P11)
- ・No. 5 すまい給付金 (P14)
- ・No. 12 福島県住宅復興資金(二重ローン) 利子補給事業 (P25)
- ・No. 18 登記事項証明書等の交付手数料の特別措置 (P32)

入居

住宅取得のスケジュール

～②購入の場合(建売り住宅/中古物件/マンション)～

情報収集からローンの申し込みまで

- 情報収集……広告、住宅情報誌、インターネット、不動産会社などから情報収集
- 物件探し・購入の申し込み……いろいろな物件を見比べて、周辺環境、立地、価格、間取りなどをよく検討する。購入する物件が決まったら、申し込み証拠金を添えて申し込みをする。
- 住宅ローンの申し込み……無理のない範囲でローンを組む。

【このパンフレットの中で利用できる支援制度】

- ・No. 1 住まいと暮らしの再建相談会 (P7)
- ・No. 2 被災住宅等の再建・修理やリフォームに関する相談 (P9)
- ・No. 7 災害復興住宅融資(新築購入、リ・ユース(中古)購入) (P17)
- ・No. 9 災害援護資金貸付制度 (P20)
- ・No. 11 津波被災住宅再建事業補助金 (P22)

土地・建物の売買契約

- 土地・建物の売買契約……契約を結び、手付金を支払う。仲介の場合は仲介手数料を支払う。

【このパンフレットの中で利用できる支援制度】

- ・No. 3 被災者生活再建支援制度 (P10)

引渡し、登記・住宅ローンの契約

- 引渡し……物件の引渡し時、残金の支払いを行う。
- 登記・住宅ローンの契約……建物の表示登記、所有権の保存を行う。登記申請料が必要。住宅ローン契約時に抵当権設定登記を行う。

【このパンフレットの中で利用できる支援制度】

- ・No. 4 住まいの復興給付金制度 (P11)
- ・No. 5 すまい給付金 (P14)
- ・No. 12 福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業 (P25)
- ・No. 18 登記事項証明書等の交付手数料の特別措置 (P32)

入居

住宅取得に関する税金

建築請負契約締結

- 印紙税 売買契約書、金銭消費貸借契約書（住宅ローンの契約書）、工事請負契約書にかかる。
→ 【No.15 印紙税の非課税措置(P28)】
- 消費税 不動産業者などの法人から購入する場合は建物価格に、個人間売買で不動産業者等の仲介が有る場合は仲介手数料にもかかる。
→ 【No.4 住まいの復興給付金制度(P11)】 又は
【No.5 すまい給付金(P14)】
- 贈与税 父母や祖父母などから住宅取得資金の援助を受けたときに支払う。
→ 【No.16 震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税制度(P29)】

工事着工

完成・引渡し・表示登記

- 登録免許税 引越しの際は所有権の保存登記又は移転登記、ローン契約の際は抵当権設定登記にかかる。
→ 【No.17 登録免許税の免除措置(P31)】

住宅ローン契約

- 印紙税 → 【No.15 印紙税の非課税措置(P28)】
- 登録免許税 → 【No.18 登録免許税の免除措置(P32)】

入居後

- 不動産取得税 不動産（土地、家屋）を取得した際にかかる。売買・贈与・交換・建築（新築・増築・改築）などにかかる。
→ 【No.19 不動産取得税の軽減措置(P33)】

毎年1月1日

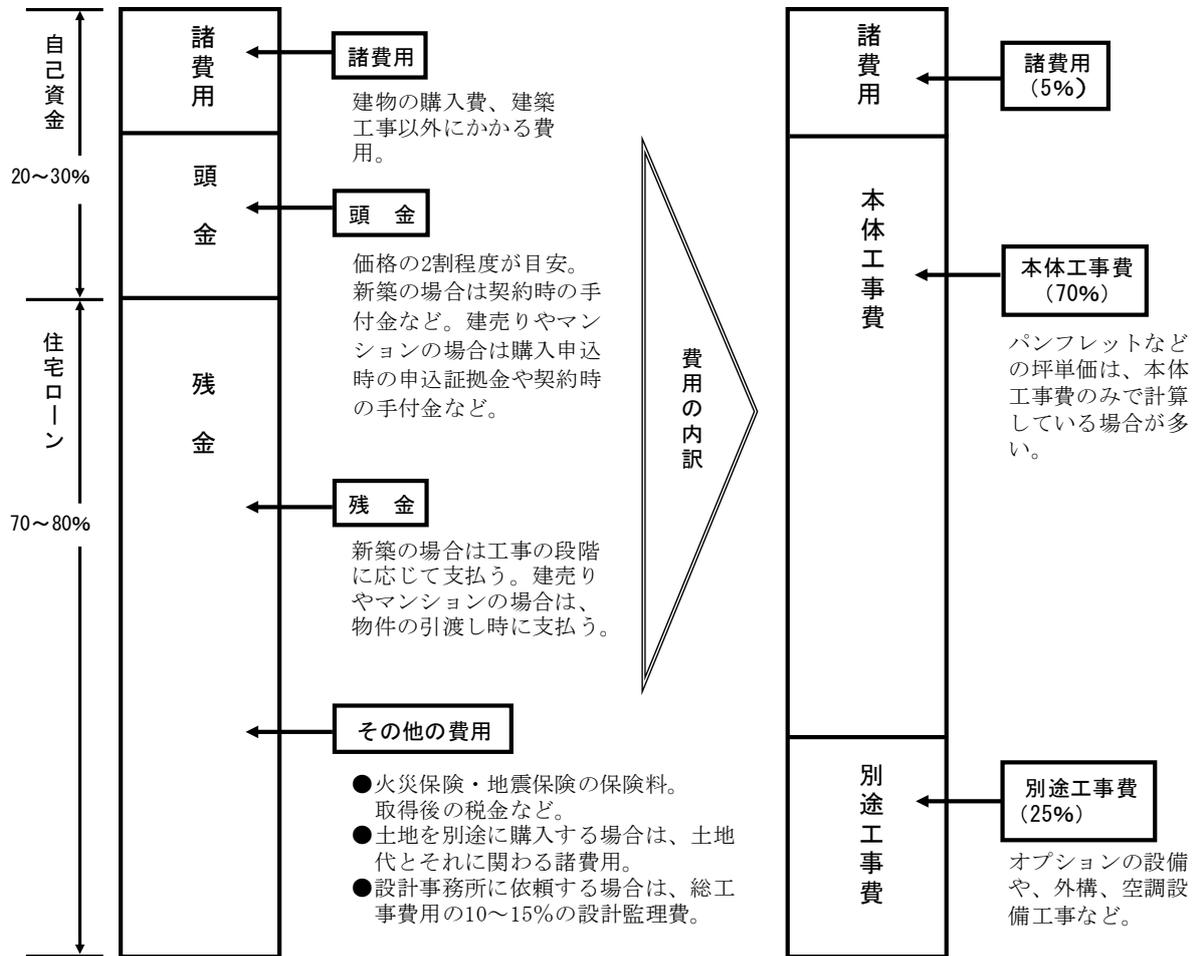
- 固定資産税・都市計画税 毎年1月1日に所有している不動産にかかる。
→ 【No.20 固定資産税・都市計画税の特例措置(P 34)】

2月15日～3月15日まで 確定申告で住宅ローン控除

- 【No.21 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の特例(P35)】

住宅取得にかかるお金

～住宅の工事費や購入費以外にも様々な費用がかかります～



いろいろな諸費用

測量費用

建築確認申請に必要。土地の面積等によって金額は変わる。

地盤調査費用

地盤の硬さや地質を調べるのにかかる費用

設計業務委託契約書印紙代

設計事務所などに設計を依頼する際、契約書に貼る印紙代

工事請負契約書印紙代

建築工事の契約書に貼り付ける印紙代

建築確認申請料

住宅建設を自治体へ申請する際にかかる費用

水道加入料金

新しく水道を引くときに必要になる。

所有権保存登記

(登録免許税および手数料)
登録免許税、司法書士への手数料も。

建物表示登記(手数料)

土地家屋調査士への報酬

耐久消費財購入費

新居の家具や、大型家電などの購入費

不動産業者への仲介手数料

不動産業者を通じてマイホームを購入する場合、購入価格の3%+6万円が上限。

火災保険料

ローンを組む際に加入が義務になっていることが多い。

※その他、不動産取得税などの税金やローン保証料(住宅ローンの支払いが滞った場合に一時建て替え金として使われる)などの費用もかかります。

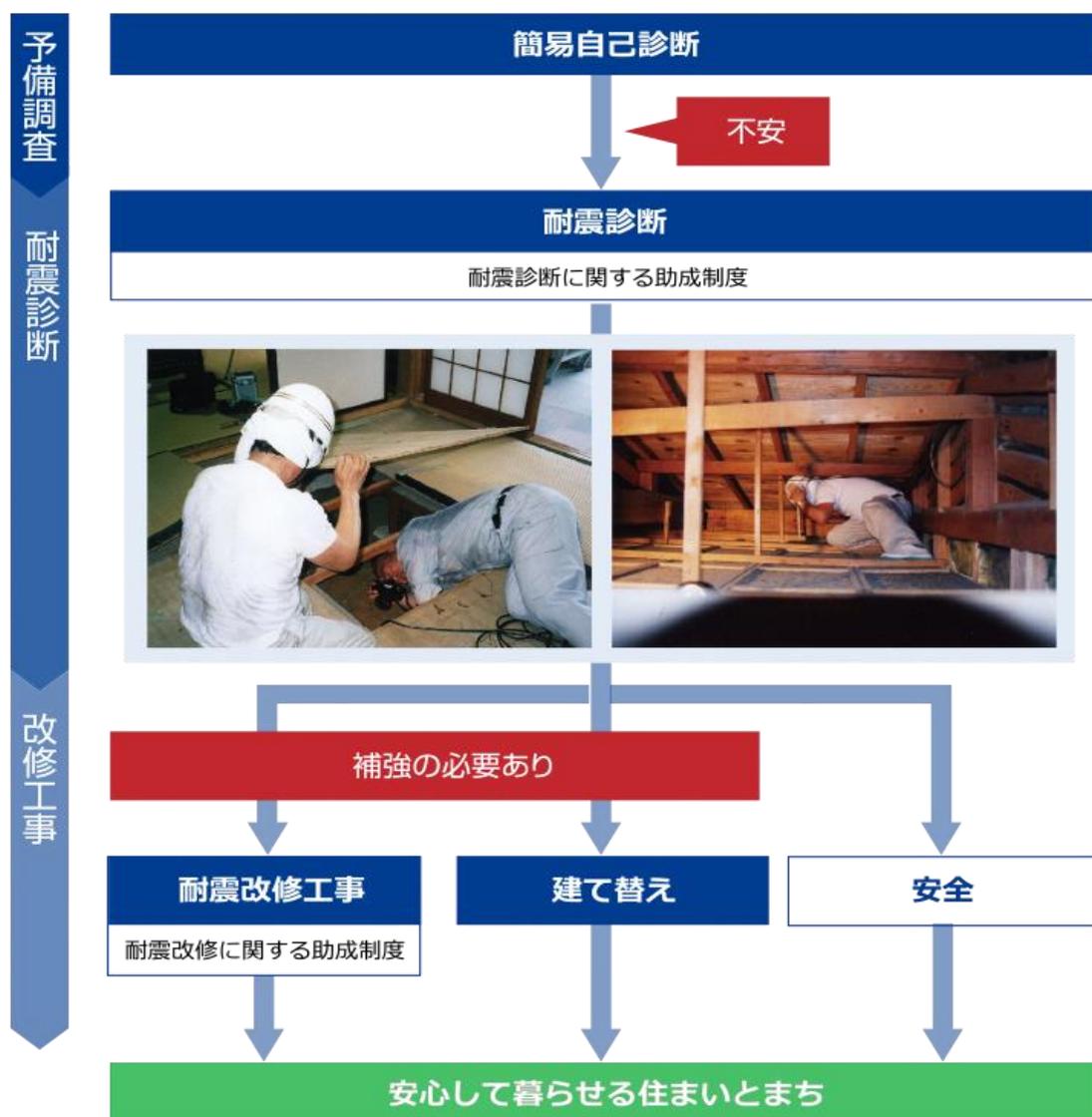
耐震診断について

耐震診断は、専門家が建築物の図面や実施による調査を行い、基礎や柱、壁などの形状や材料、老朽化の状況などから地震に対する強さを把握し、耐震基準と照らし合わせて判定します。

この判定を含む結果報告では、地震に対してどの程度耐震性を持っているか、また、どのような部分に課題があるかがわかります。この耐震診断の結果を目安として、その後の対応の方法や改修工事の内容を考えることになります。

このように耐震診断は、建築物の健康診断といえます。からだのための健康診断と同じように、是非、耐震診断を受けてください。

「耐震診断」から「耐震改修」までの流れ(木造住宅用)



(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会 HP より抜粋)

見積・契約・瑕疵・支払に関する質問

Q 地震の影響かは分からないが、壁のヒビ割れや雨漏りがする。業者に修理を依頼しても調査には来るものの解決には至らない。瑕疵担保を請求できるか保険会社に問い合わせたら、事業者と話をするようにとの一点張りで対応してくれない。(類似相談有り)

A 雨漏りは瑕疵担保の対象となりますので、事業者の責任において修補しなければなりません。相当の期間請求をしても履行しない場合は、直接保険法人に対して直接請求ができますので、窓口に相談してください。

Q 瓦工事と塀の解体工事を依頼したら、見積書とかけ離れた多額の請求書が送られてきた。支払わなければならないか。

A 工事の内容が当初契約と変わらなければ契約金額だけ支払えばよろしいと思います。工事中に新たな修繕箇所が生じたとしても、発注者の了解無しに工事を進めることはできませんし代金請求もできないものと思われます。

なお、営業所以外での契約の申し込みは、書面に不備があった場合や書面受領日から8日以内であればクーリングオフ制度の適用の可能性もありますので、弁護士など専門家に相談されることをお勧めします。(特定商取引法は、福島県消費生活センター 024-521-0999 にご相談ください。)

Q 大工さんに瑕疵保険の話をしたら「許可がないので保険には入らなくてもいい。」と言われた。

A 住宅品確法(H12.4)により、新築住宅の工事請負業者は、許可の有無に関わらず構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分について、引渡後10年間の瑕疵担保責任を負うことになりました。そして、住宅瑕疵担保履行法(H21.10)により、建設業許可事業者は瑕疵担保責任の資力確保義務があり、供託又は住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)に加入しなければなりません。建設業許可の無い事業者には資力確保義務はありませんが、ほぼ同内容の任意保険(2号保険)に加入することができますので、大工さんにお問い合わせください。

Q 住宅の新築工事に着工しているが、工務店からは一式の見積書をもらただけで契約書が無い。大丈夫か。

A 建設業法では、建設工事の請負契約において、全ての工事で所定の事項を記載した契約書面を交付しなければなりません。万が一の紛争になった場合に備え、契約約款、設計図書、打合せ記録なども依頼しましょう。なお、見積書は、内訳(仕様規格、数量、単価、)を明確にし、「一式〇〇円」は工事費精算時にトラブルになる恐れがありますので注意しましょう。

(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会 HP より抜粋)

2. 事業主に対する支援制度

事業再建に対する支援

No.34 いわき市津波被災地域企業等立地奨励金

東日本大震災による津波被災地域に事業所を設置する事業者に奨励金を交付し、経済的・社会的基盤となりわいの再生を図ります。

●交付対象

津波被災地域（本市の震災復興土地区画整理事業区域及び防災集団移転促進事業の移転促進区域）に事業所を立地し、事業を行う者としております。ただし、次に掲げる事業者は除きます。

- ・風俗営業等に該当する事業を行う者
- ・暴力団員又は社会的非難関係者
- ・宗教的又は政治的行為に該当する事業を行う者
- ・市税を滞納している者
- ・その他市長が適当でないと認める事業を行う者

●制度概要

区分	交付要件		交付額 ※5		
	投下固定資産※3	従業員※4	対象経費	交付率	限度額
大企業以外（中小企業等※1）	100万円（内装のみ50万円）以上	1人以上	投下固定資産総額	5%	5億円
大企業※2	2,700万円（内装のみ100万円）以上	5人以上		3%	
交付額	※1 中小企業等 大企業以外の事業者をいいます。				
	※2 大企業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第2条第3項に規定する中小企業者以外の会社をいいます。				
	※3 投下固定資産は家屋及び償却資産で事業の用に供するもの（土地取得費は除きます）。なお、事業者の内装（償却資産）のみの場合は、市内に本拠地を置く事業者が行う場合に限ります。				
	※4 従業員の要件は操業開始の日から1年を経過する日までの従業員数（経営者含む）となります。				
	※5 奨励金は、交付申請のあった翌年度以後、交付額が1,000万円以下の場合は一括、それ以上の場合、交付額の区分に応じて2年から5年で分割交付することとなります。				
交付取消等	操業開始日から、中小企業等は5年以内、大企業は10年以内に、投下固定資産を譲渡したり、操業を休止・廃止した場合等は、交付を取り消し、全部又は一部を返還させる場合があります。				

●申請から交付まで

- ・ 操業開始日の翌日から起算して 90 日以内に交付申請をする必要があります。
- ・ 奨励金申請に係る操業日から 1 年経過後、交付決定に係る「審査書類」を提出していただき、現地確認を行い交付の可否を決定します。
- ・ 交付決定後、奨励金の額に応じて、複数年度に分割して支払われます。

【交付年数】 1,000 万円以下⇒一括交付、1,000 万円を超え 1 億円以下の金額⇒ 2 年間
1 億円を超え 2 億円以下の金額⇒ 3 年間、2 億円を超え 3 億円以下の金額
⇒ 4 年間、3 億円を超える金額⇒ 5 年間

●事業期間

平成28年度～令和 3 年度末まで

●受付窓口

【小売・卸売業・サービス業の場合】 産業振興部 商業労政課

【製造業・その他の業種の場合】 産業振興部 工業・港湾課

●必要書類

交付申請は、いわき市津波被災地域企業等立地奨励金交付申請書に次に掲げる書類を添付して行うこととなります。

- ① 事業者の登記事項証明書（個人の事業者にあつては、住民票の写し）
- ② 定款その他の基本約款の写し（法人の事業者の場合に限る。）
- ③ 事業の概要を示す書類
- ④ 事業所の立地に係る家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- ⑤ 事業所の立地に係る家屋の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ⑥ 償却資産売買契約書の写し及び償却資産の明細を記載した書類
- ⑦ ⑤、⑥に係る契約書に基づく代金の支払いを証する書類
- ⑧ 事業所の立地に係る家屋及び償却資産の配置図及び写真
- ⑨ 従業員の名簿、及び当該従業員が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者であることを証する書類
- ⑩ 市税の納税証明書
- ⑪ 印鑑証明書
- ⑫ 事業者の関連会社に係る①から③までに掲げる書類及び事業者の関連会社であることを証する書類（事業者の関連会社が事業所を操業する場合に限る。）
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

※ 申請書類など詳細は、事前に下記担当課までご相談ください。

■お問い合わせ

●小売・卸売業・サービス業の場合
商業労政課商業まちづくり係
TEL 0246-22-7476

●製造業・その他の業種の場合
工業・港湾課工業振興係
TEL 0246-22-1142

No.35 ふくしま産業復興投資促進特区・サンシャイン観光推進特区・津波被災地復興商業特区の特例措置

市内の特定復興産業集積区域等において、雇用機会の確保に寄与する事業等を行う法人や個人事業者の方が、税制上の特例措置を受けられます。

●対象

ふくしま産業復興投資促進特区又はサンシャイン観光推進特区又は津波被災地を対象とした商業特区にて定められた**特定復興産業集積区域**内において、集積を目指すとした業種のうち、以下のいずれかの事業を行う法人又は個人事業者が対象となります。

- (1) 「[ふくしま産業復興投資促進特区]に掲げられた事業」
- (2) いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場産品等の提供など、「いわき市の観光振興に資する事業」又は「商業をはじめとする日常生活に不可欠な事業」

※「**特定復興産業集積区域**」、「**集積を目指すとした業種**」等については、市公式ホームページをご覧ください。

【ふくしま産業復興投資促進特区】

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002824/index.html>

【サンシャイン観光推進特区】

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002647/index.html>

【津波被災地復興商業特区】

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1471225041871/index.html>

●税制上の特例措置

- ・ 国税

選択適用

(1)新規立地促進税制（法40条）	新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
(2)事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法37条）	建物、建物付属設備、構築物、機械装置の投資に係る特別償却・税額控除
(3)法人税等の特別控除（法38条）	被災雇用者の給与等支給額の10%を税額控除（5年間）
(4)研究開発税制の特例等（法39条）	開発研究用減価償却資産の特別償却＋税額控除

- ・ 地方税（※法37条、法39条、法40条に規定する税制特例の適用を受ける事業者（法人・個人）に限る）

県税	(1)法人・個人事業税 (2)不動産取得税 (3)固定資産税（県課税分）	【お問い合わせ】 いわき地方振興局県税部 TEL 24-6032・6033
市税	固定資産税（市課税分）	【お問い合わせ】 いわき市役所資産税課償却資産係 TEL 22-7434

●税制特例措置の手続きの流れ

(1)いわき市へ指定の申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えて、市へ指定の申請をします。

(2)いわき市による指定書の交付

市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヵ月以内に指定書を交付します。

(3)いわき市へ指定に係る事業の実施状況報告

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヵ月以内に、市へ「復興推進事業に関する実施状況報告書」に、必要書類を添えて事業の実施状況を報告します。

(4)いわき市による認定書の交付

事業の実施状況について報告を受けた市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から1ヵ月以内に事業者へ認定書を交付します。

(5)認定書を添えて税の申告

事業者は、交付された認定書を添えて、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

●事業期間

令和5年度末まで

●受付窓口

(1)ふくしま産業復興投資促進特区

[産業振興部 産業創出課]

※農林水産業者の方は、次の窓口にご相談ください

農業分野：農政流通課（電話番号：22-7471）

林業分野：林務課（電話番号：22-1181）

水産業分野：水産課（電話番号：22-7487）

(2)サンシャイン観光推進特区

[観光交流室 観光交流課]

(3)津波被災地復興商業特区

[産業振興部 商業労政課]

※申請書類など詳細は、事前に下記担当課までご相談ください。

■お問い合わせ

●ふくしま産業復興投資促進特区について
産業創出課産業振興係

TEL 22-1244

●サンシャイン観光推進特区について
観光交流課観光企画係

TEL 22-1292

●津波被災地復興商業特区

商業労政課商業まちづくり係

TEL 22-7476

3. 暮らしに関する支援制度

【(1) 災害弔慰金や見舞金の支給など】

制度の名称	概要	お問い合わせ
No. 36 災害弔慰金	①災害により死亡された方又は②災害時の避難生活による体調悪化若しくは災害による負傷の悪化などで死亡された方(災害関連死)のご遺族に、災害弔慰金を支給します。 ・ご遺族の生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円	保健福祉課 保健福祉係 電話：22-7612
No. 37 いわき市被災救助費弔慰金	災害により死亡した方の葬祭を行う方に、弔慰金を支給します。 ・大人：20万円 ・小人（義務教育終了前まで）：10万円	
No. 38 災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が残った場合、見舞金を支給します。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円	
No. 39 義援金 (日本赤十字社他)	被災された方のために寄せられた義援金を配分します。 ①第1次配分 ・住家が全壊・全焼した世帯：35万円 ・住家が半壊・半焼した世帯：18万円 ・福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：35万円 ・死亡者・行方不明者（1人につき）：35万円 ②第2次配分 ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき20万円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき10万円 ・死亡者・行方不明者：1人につき63万円 ③第2次配分追加配分 ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき68,700円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき34,350円 ・死亡者・行方不明者：1人につき191,800円 ④第2次追加配分（2回目） ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき14,000円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき7,000円 ・死亡者・行方不明者：1人につき22,000円 ⑤第2次追加配分（3回目） ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき5,000円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき2,500円 ・死亡者・行方不明者：1人につき15,000円 ⑥第2次追加配分（4回目） ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき3,700円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき1,850円 ・死亡者・行方不明者：1人につき10,500円	

全壊

大半

半壊

<p>No. 40 福島県義援金</p> <p>全壊 大半 半壊</p>	<p>被災された方のために寄せられた義援金を配分します。</p> <p>①第1次配分</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊（焼）・半壊（焼）した世帯：5万円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：5万円 <p>②第2次配分</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊・全焼した世帯：1人につき3万円 住家が半壊・半焼した世帯：1人につき1.5万円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：1人につき3万円 死亡者・行方不明者：1人につき10万円 震災孤児（震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども）：1人につき100万円 震災遺児（震災により、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども）：1人につき50万円 <p>③第2次配分追加配分</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊・全焼した世帯：1人につき12,300円 住家が半壊・半焼した世帯：1人につき6,150円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：1人につき12,300円 死亡者・行方不明者：1人につき21,000円 <p>④第2次追加配分（2回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊・全焼した世帯：1人につき4,600円 住家が半壊・半焼した世帯：1人につき2,300円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：1人につき4,600円 死亡者・行方不明者：1人につき9,000円 <p>⑤第2次追加配分（3回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊・全焼した世帯：1人につき1,400円 住家が半壊・半焼した世帯：1人につき700円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：1人につき1,400円 死亡者・行方不明者：1人につき4,000円 <p>⑥第2次追加配分（4回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊・全焼した世帯：1人につき1,100円 住家が半壊・半焼した世帯：1人につき550円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：1人につき1,100円 死亡者・行方不明者：1人につき3,100円 	<p>保健福祉課 保健福祉係 電話：22-7612</p>
<p>No. 41 いわき市義援金</p> <p>全壊 大半 半壊</p>	<p>被災された方のために寄せられた義援金を配分します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊、全焼・又は半壊、半焼した被災世帯：5万円 福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：5万円 	
<p>No. 42 いわき市被災救助費 救助金</p> <p>全壊 大半 半壊</p>	<p>災害により住宅が損害を被った方に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全壊、全焼した場合：1世帯につき10万円 被災者1人につき2万円 半壊、半焼した場合：1世帯につき5万円 被災者1人につき1万円 	
<p>No. 43 いわき市災害遺児 激励金</p>	<p>災害により父母等を亡くしたお子さんを扶養されている方に、就学・卒業激励金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校就学激励金：1人につき年額4万円 中学校卒業激励金：1人につき5万円 高等学校等就学激励金：1人につき年額8万円 高等学校等卒業激励金：1人につき6万円 	<p>子ども家庭課 家庭支援係 電話：27-8563</p>

<p>No. 44 福島県東日本大震災子ども支援基金給付金</p>	<p>震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援する為、給付金を支給します。</p> <p>①月額金（孤児/遺児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児童（3万円/2万円）、小・中学生（4万円/3万円）、高等学校等に在籍する学生（5万円/4万円）、大学及び専門学校等に在籍する学生（6万円/5万円） <p>②一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学時給付金（3万円）、小学校卒業時給付金（5万円） ・中学校卒業時給付金（10万円）、高等学校卒業時給付金（30万円） 	<p>福島県こども・青少年政策課 電話： 024-521-7198</p>
---------------------------------------	---	---

【(2) 税金の軽減や支払猶予など】

制度の名称	概要	お問い合わせ
<p>No. 45 国民健康保険税の減免</p>	<p>生計維持者が原発事故による警戒区域等に居住していた場合、その世帯の国民健康保険税額を減免します。</p> <p>【減免期間】令和4年3月31日まで</p> <p>※ただし、次に掲げる世帯については、国民健康保険税の減免期間が終了しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月10日以前に避難指示の指定が解除された区域に居住していた世帯のうち、上位所得層に該当する世帯。 <p>※上位所得に該当する世帯とは、各被保険者の基礎控除後の総合所得金額等の合算額が600万円を超える世帯となります。</p> <p>なお、総所得金額等の合算額については、対象となる年度ごとに判定します。</p>	<p>国保年金課 国税係 電話：22-7429</p>
<p>No. 46 被災自動車に関する救済措置</p>	<p>震災により滅失または損壊した自動車（被災自動車）の代わりに自動車（代替自動車）を、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に取得した場合、自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税となります。</p>	<p>いわき地方振興局 県税部 電話：24-6024</p>
<p>No. 47 軽自動車等に係る課税停止申立</p>	<p>震災により被災し、使用不能または所在不明となった軽自動車等について、登録抹消手続きを行った上で申立書を提出していただくと、平成23年度からの軽自動車税（種別割）の課税を停止します。</p> <p>※申請時点において、法定納期限から5年経過している年度分の軽自動車税（種別割）は、課税停止にはなりません。</p>	<p>市民税課 市民税第三係 電話：22-7428</p>
<p>No. 48 被災車両の代替車両に係る軽自動車税（種別割）の非課税措置</p>	<p>震災により被災し、使用不能または所在不明となった軽自動車等について、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、代替車両を購入した場合は、平成23年度分から令和3年度分までの一定期間の年度分の軽自動車税（種別割）が非課税となります。</p> <p>※申請時点において、法定納期限から5年経過している年度分の軽自動車税（種別割）は、非課税にはなりません。</p>	<p>市民税課 市民税第三係 電話：22-7428</p>

【(3) 負担金の一部免除】

制度の名称	概要	お問い合わせ
No. 49 国民健康保険一部 負担金等免除	<p>生計維持者が原発事故による警戒区域等に居住していた場合、その世帯の被保険者について、医療費の窓口負担が免除されます。</p> <p>【免除期間】 令和4年2月28日まで</p> <p>※ただし、次に掲げる世帯については、一部負担金等免除期間が終了しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月10日以前に避難指示の指定が解除された区域に居住していた世帯のうち、上位所得層に該当する世帯。 <p>※上位所得層に該当する世帯とは、各被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が600万円を超える世帯となります。なお、総所得金額等の合算額については、対象となる年度ごとに判定します。</p>	<p>国保年金課 調査給付係 電話：22-7456</p>
No. 50 後期高齢者医療保険 一部負担金等免除	No. 49の国民健康保険一部負担金等減免の内容と同じ。	<p>国保年金課 高齢者医療係 電話：22-7466</p>

【(4) 貸付制度】

制度の名称	概要	お問い合わせ
No. 51 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	<p>母子・父子・寡婦世帯を対象に、経済的な自立と生活の安定のために必要な経費を貸し付けます。</p> <p>被災した母子・父子・寡婦世帯に対して、償還金の支払猶予などの特別措置があります。</p>	<p>こども家庭課 家庭支援係 電話：27-8563</p>
No. 52 恩給・共済年金担 保融資	<p>恩給や共済年金等を担保に、住宅などの資金や事業資金を融資します。</p> <p>貸付限度額：250万円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩給等 年金の年額の3年分以内 ・共済年金等 年金の年額1.2年分以内 <p>対象経費：住宅などの資金や事業資金 (生活資金の場合は限度額が異なります)</p> <p>※利率や制度詳細については右記へお問い合わせください。</p>	<p>株式会社日本政策金 融公庫いわき支店 電話：25-7251</p>

<p>No. 53 年金担保融資制度</p>	<p>年金担保融資制度は、国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として融資することが法律で唯一認められた制度です。</p> <p>融資額：以下3つの要件を満たす額の範囲内</p> <p>①10万円～200万円以内（生活必需物品購入は10万円～80万円）</p> <p>②受給している年金の0.8倍以内（年額。所得税額に相当する額を除く）</p> <p>③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額をおおむね2年6ヶ月以内でご返済していただくこととなります。）</p> <p>対象経費：保険・医療、介護・福祉、住宅改修、冠婚葬祭、生活必需物品購入等</p> <p>保証人など：連帯保証人（審査基準あり）又は、信用保証機関による使用保証制度（保証料必要）を利用する</p> <p>※制度詳細については右記へお問い合わせください。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構 電話：03-3438-0224</p>
----------------------------	---	---

【(5) しごとに対する支援】

制度の名称	概要	お問い合わせ
<p>No. 54 いわき市就職応援サイト</p>	<p>インターネット上に就労支援コンテンツを設置、市内企業の情報に加え、求人情報や合同企業説明会等の雇用関連情報を発信します。無料で利用できます。</p> <p>①パソコン https://i-shigoto.com/</p> <p>②携帯電話 https://i-shigoto.com/mobile/</p> <p>③Facebook https://www.facebook.com/i.shigoto</p>	<p>商業労政課労政係 電話：22-7478</p>
<p>No. 55 ふくしま生活・就職応援センター</p>	<p>震災で離職された方等で福島県内事業所への就職を希望する方を支援するために、福島県が県内6カ所（いわき・郡山・白河・会津若松・南相馬・富岡）に設置している就職支援施設です。</p> <p>専門の相談員による就職相談・職業紹介や生活・就労相談を行うほか生活再建のための相談、各種セミナーや職業訓練等の情報を提供します。</p>	<p>ふくしま就職生活・応援センター （いわき窓口） 月～土曜日 午前10時～ 午後7時 電話：25-7131</p>
<p>No. 56 求職者支援制度</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。</p> <p>「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。ハローワークに求職の申し込みをしていることが条件になります。一定要件を満たせば「職業訓練受講給付金」が受け取れます。</p>	<p>ハローワークいわき 電話：23-1421 ハローワーク小名浜 電話：54-6666 ハローワーク勿来 電話：63-3171</p>

<p>No. 57 未払賃金立替払制度</p>	<p>倒産により賃金未払いのまま退職した労働者に、未払賃金の一部を、労働者健康安全機構が立替払する制度です。 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6ヶ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払のものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象となりません。 立替払した場合は、労働者健康安全機構が労働者の承諾を得て賃金請求権を代位取得し事業主等に求償します。 ※制度詳細については右記の労働基準監督署又は独立行政法人労働者健康安全機構にお問い合わせください。</p>	<p>いわき労働基準監督署 電話：23-2255 独立行政法人労働者健康安全機構立替払相談コーナー 電話： 044-431-8663 （土日祝日を除く午前9時15分～午後5時まで）</p>
-----------------------------	--	--

【(6) こどもの養育・就学に対する支援】

制度の名称	概要	お問い合わせ
<p>No. 58 小・中学生の被災（大震災）就学援助制度</p> <p>全壊 大半 半壊</p>	<p>市内の小・中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、震災により被災し、経済的に就学が困難と認められる方を対象に、就学に伴う学用品費や学校給食費など、学校で必要とされる費用の一部を支援します。（令和3年度以降、新規受付は停止） ※支援の対象となる経費は当該年度分に限りです。 ※支援を受けるには申請が必要です。申請に関する書類は、お子様がお通いの小・中学校を通じて配布しております。 ※他市町村から避難されている方は、避難元の自治体で実施する場合がありますので避難元からのお知らせ等を確認願います。 ※支援の認定は、世帯の前年の所得状況を踏まえて行います。</p> <p>【申請できる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に被災（大震災）就学援助を受給していた方 ・東日本大震災に係る災証明書（半壊以上）をお持ちの方 <p>なお、前年度に被災（大震災）就学援助を受給していなかった方で災証明書をお持ちの方は、「要保護・準要保護就学援助」で申請いただけます。</p>	<p>学校教育課 就学係 電話：22-1123</p>
<p>No. 59 私立学校授業料等減免事業</p>	<p>震災により就学困難となった園児、児童、生徒を対象に、授業料等の減額、免除を行います。</p>	<p>在籍する各私立学校</p>
<p>No. 60 大学等授業料減免措置</p>	<p>災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行います。</p>	<p>在籍する各大学等</p>

<p>No. 61 福島県奨学資金 〈震災特例採用〉</p>	<p>保護者が福島県内に住所を有していて震災により被災し、修学が困難な状況にある高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校高等部に在籍する生徒を対象に奨学資金を貸与しております（1年生以外の学年の方も応募可）。貸与月額等は次のとおりです。</p> <p>高等学校・専修学校 国公立：自宅通学 18,000円/自宅外通学 23,000円 私立：自宅通学 30,000円/自宅外通学 35,000円</p> <p>高等専門学校 高等専門学校：18,000円</p> <p>大学・短期大学 国公立：3,5000円/私立：40,000円</p> <p>大学等入学金一時金 500,000円</p> <p>貸与期間：在学する学校の正規の修業期間 利子：無利子 連帯保証人：福島県内に居住する親権者等 保証人：申請者及び連帯保証人と別生計の成年者 ※当該制度の詳細や他の奨学金制度については右記へお問い合わせください。</p>	<p>在籍している学校 又は福島県教育 庁高校教育課 電話： 024-521-7775</p>
<p>No. 62 国の教育ローン (災害特例措置)</p> <p>全壊 大半 半壊</p> <p>※「一部損壊」判定は要問合せ</p>	<p>入学資金・在学資金等の教育資金を融資します。 貸付限度額：学生・生徒1人当たり350万円以内 対象経費：学校納付金、受験にかかった費用、在学のために必要となる居住費用、教科書代、定期代、下宿代等 保証人等：別途保証料をご融資金から一括して差し引き、もしくは連帯保証人（進学者・在学者の配偶者を除く4親等以内の親族） ※金利等詳細については右記へお問い合わせください</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話： 0570-008656</p>

【(7) 原子力災害に対する支援】

制度の名称	概要	お問い合わせ
<p>No. 63 放射線量計（空間線量計）の貸出し</p>	<p>市内にお住まいの方が空間放射線量を測定・把握するための放射線量計の貸出しを行っています。 貸出期間：貸出日を含めて3日以内 受付窓口：除染対策課、各支所、豊間・中央台・江名・泉市民サービスセンター</p>	<p>除染対策課 電話：22-1111(代) 各支所、市民サービスセンター</p>
<p>No. 64 デジタル式積算線量計の貸出し</p>	<p>市民自らが放射線量を測定・把握するためのデジタル式積算線量計の貸出しを行っています。 貸出期間：貸出日を含めて3か月以内（更新可） 受付窓口：保健所総務課放射線健康管理センター</p>	<p>保健所総務課 放射線健康管理センター 電話：27-8560</p>

<p>No. 65 飲料用井戸水等の 検査</p>	<p>自宅で飲用している井戸水等に含まれる放射性物資の検査を実施しています。*事前予約が必要です。 対象となる飲料水：申込日現在、本市に住民登録がある方が日常的に飲用している井戸水等 検査費用：無料 予約先：保健所総務課放射線健康管理センター 電話：27-8560(平日午前8時30分から午後5時まで)</p>
<p>No. 66 家庭食事の検査</p>	<p>ご家庭で日常的に食されております食事（調理後）に含まれる放射性物質の検査を実施しています。*事前予約が必要です。 対象となる食事：申込日現在、本市に住民登録がある方の家庭での食事（未調理の食材の検査ではありません。） 検査費用：無料 予約先：保健所総務課放射線健康管理センター 電話：27-8560(平日午前8時30分から午後5時まで)</p>
<p>No. 67 内部被ばく検査</p>	<p>市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施しています。*事前予約が必要です。 検査費用：無料 検査日時：平日 午前9時から午後5時まで 検査場所：市総合保健福祉センター（内郷高坂四方木田191番地） 予約先：保健所総務課放射線健康管理センター 電話：予約専用27-8562(平日午前8時30分から午後5時まで)</p>
<p>No. 68 安定ヨウ素剤の配布</p>	<p>万が一の原子力災害に備え、安定ヨウ素剤を家庭備蓄していただくため事前配布しています。 配布場所：保健所総務課放射線健康管理センター 受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで 対象者：本市に居住し、かつ住民登録がある方で、 ・40歳以上の方で未受領の方 ・平成29年10月1日以降に転入・出生された方 ※注意事項 安定ヨウ素剤は、市から指示があった時以外は、絶対に服用しないでください。</p>

<p>No. 69 自家消費作物等の放射能簡易測定装置による放射能検査</p>	<p>放射線に対する不安を解消するため、自家消費作物等の放射能検査を市内12箇所で実施しております。</p> <p>検査所：月・水・金 神谷公民館、勿来支所敷地内、常磐公民館敷地内、内郷公民館、好間公民館、久之浜・大久ふれあい館敷地内 火・木 環境監視センター敷地内、大野公民館、上遠野公民館、三和ふれあい館、田人ふれあい館、川前公民館、</p> <p>対象者：市内にお住まいの方 対象物：出荷又は販売等を目的としない自家消費であること。(市販されている商品、土壌、飲料水、母乳は対象となりません。)</p> <p>検査費用：無料 受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～午後4時30分まで 必要な量：500g 前処理方法：水洗いをして、食べない部分（ヘタや根など）を取り除き、縦30cm×横20cm×高さ15cm未満の大きさにしたうえで、2重にしたビニール袋に入れてご持参ください。 検査時間：15分（受付順） ※<u>予約不要ですので、検体（食品）を持って、直接、検査所へお越しください。</u> ※<u>検査は、検体(食品)をきざまない検査（非破壊式）となります。</u></p>	<p>農政流通課 電話：22-7470</p>
<p>No. 70 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置</p>	<p>原発事故により二重生活を強いられている母子避難者等を対象として、高速道路の無料措置があります。(証明書の発行)</p> <p>[対象者]原発事故発生時にいわき市に居住、原発事故により市外に避難している子どもを含む母子避難者等（もしくは妊婦）及びいわき市に残る父親等（妊婦の夫を含む。）</p> <p>※「子ども」：満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者</p> <p>[対象車種]中型車以下（対象者が運転又は同乗している車両に限る。）</p> <p>[無料となる区間]市内の最寄のICと避難先の最寄のネクスコ管内のIC間の走行</p> <p>[実施期間] 令和4年3月31日まで</p>	<p>生活再建市民総合案内窓口 (市役所本庁舎1階 広報広聴課内) 電話：22-1245</p>

【(8) 各種相談窓口】

制度の名称	概要及びお問い合わせ先
No. 71 法的トラブル等に関する情報提供	<p>災害に関連する問題でお困りの方へ解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を電話やメールでご案内しております。</p> <p>さらに、法テラスのホームページ (http://www.houterasu.or.jp) では、東日本大震災に関する法的な問題をジャンルごとにまとめた「震災Q&A」ページを公開しております。</p> <p>◆法テラス災害ダイヤル（無料） 電話：0120-078309（平日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時）</p>
No. 72 生活再建市民総合案内窓口	<p>震災に伴う各種生活再建事業・支援制度等の問い合わせや相談を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種生活再建事業の問い合わせ・相談 ・り災証明書の再交付（危機管理課窓口）、名義人変更による再申請及び被災証明書の発行 ・母子・避難者等に対する高速道路無料措置証明申請の受付 <p>◆生活再建市民総合案内窓口(市役所本庁舎1階広報広聴課内) 電話:22-1245</p>
No. 73 災害公営住宅等入居世帯への訪問	<p>生活支援相談員が訪問し、生活支援に関する情報提供や相談対応を行っています。</p> <p>◆いわき市社会福祉協議会 電話:23-3320</p>
No. 74 心の健康などに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・精神面・心の問題（うつ病・引きこもり・認知症・アルコール問題など）について、保健師による相談や医師等による専門相談(要予約)を行っています。 <p>◆いわき市保健所地域保健課(精神保健係) 電話:27-8557</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みを受け止める電話が設置されています。 <p>◆福島県こころの健康相談ダイヤル 電話:0570-064-556(午前9時～午後5時 土日祝日・年末年始を除く)</p> <p>◆ふくしま心のケアセンター 被災者相談ダイヤル“ふくこライン” 電話:0120-783-295(午前9時～正午、午後1時～5時 土日祝日・年末年始を除く)</p> <p>◆福島いのちの電話 電話:024-536-4343(午前10時～午後10時 年中無休) 毎月第3土曜日は午前10時から翌日午前10時までの24時間相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような悩みにも寄り添い、一緒に解決する方法を探す電話相談窓口です。 <p>◆ふくしまの赤ちゃん電話健康相談 電話:フリーダイヤル 0120-80-2051(無料) (午前9時30分～午後4時30分 土日祝日・年末年始を除く)</p>
No. 75 人権問題に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・震災に伴う差別、虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が電話又はインターネットで相談に応じます。 <p>◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番) 電話:0570-003-110(平日午前8時30分～午後5時15分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話(無料) <p>◆子どもの人権110番 電話:0120-007-110(無料)(平日午前8時30分～午後5時15分)</p> <p>◆セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話 女性の人権ホットライン 電話:0570-070-810(平日午前8時30分～午後5時15分)</p> <p>◆インターネット人権相談受付窓口(24時間受付) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</p>

<p>No. 76 いじめ等に関する相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための24時間電話相談 ◆ ふくしま24時間子どもSOS 電話:0120-916-024(無料・24時間受付) ・いじめ問題や不登校、体罰などの教育相談電話 ◆ ダイヤルSOS 電話:0120-453-141(無料) (月～金/午前10時～午後5時 土日祝日・年末年始を除く)
<p>No. 77 消費生活に関する相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災に便乗した悪質商法等に関する相談を受け付けています。 ◆ いわき市消費生活センター 電話:22-0999(平日午前9時～午後4時、祝日・年末年始を除く)
<p>No. 78 外国人相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が安心・安全な暮らしを送れるよう、教育や労働はもとより、震災関連を含む、様々な生活上の相談を受け付けています。日本語をはじめ、英語、中国語、韓国語、ベトナム語で相談することができます。 ◆ 観光交流課都市交流係 電話: 22-1279 ◆ (公財)いわき市国際交流協会 電話:22-7409 受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分
<p>No. 79 原子力損害賠償に関する相談等</p>	<p>原子力損害賠償に関することについて、各窓口にて相談を受け付けています。 ※窓口の営業日程は変更になる場合がございます。詳細な営業日程については、各窓口までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償全般に関する問い合わせや損害に心当たりがある場合、まずはこちらへご相談下さい。 ◆ 東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター) 電話:0120-926-404(平日午前9時～午後7時、土日・祝日午前9時～午後5時) ◆ 東京電力いわき補償相談センター 電話:0120-926-459(平日午前9時～午後5時) 平地区:いわき市平字大町7-2 明治安田生命いわきビル1F 受付(月～金(祝日除く)午前9時30分～午後4時) 小名浜地区:いわき市小名浜定西299 受付(月・水・金(祝日除く)午前9時～午後3時) 勿来地区:いわき市植田町中央一丁目15-1 水野ビル1F 受付(月～木(祝日除く)午前9時30分～午後3時30分) ・東京電力が提示する条件に合意できない、東京電力に被害を申し出たが賠償されないといった場合等のご相談、和解の仲介についてはこちらをご相談下さい。 ◆ 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター) 電話:0120-377-155(平日(年末年始除く)午前10時～午後5時) ◆ 原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所いわき支所 (月、火、木、金(年末年始除く)午前9時～午後5時) いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル4階 ・賠償請求手続きや請求漏れの確認等はこちらへご相談下さい。 ◆ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF) 電話:0120-013-814(月～土、休祝日(年末年始除く)午前10時～午後5時) ※弁護士による対面相談も行っております。(電話予約:0120-330-540(詳細日程はNDFまたは市ホームページまで。)) ・原子力損害賠償制度の概要、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針、賠償に係る請求手続きはこちらへご相談下さい。 ◆ 福島県原子力損害対策課 電話:024-521-8216(平日(年末年始除く)午前8時30分～午後5時15分) ※毎週水曜日(祝日除く)の午後1時～5時は、弁護士による電話での法律相談も実施しています。

<p>No. 80 原子力災害および放射線に関する相談等</p>	<p>原子力災害及び原子力、放射線に関する相談を各窓口にて受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害全般に関する問い合わせ窓口 ◆ 原子力規制庁コールセンター 電話:03-5114-2190(平日(年末年始除く)午前8時30分～午後6時15分) ・放射線に関する問い合わせ窓口 ◆ 原子力規制庁福島県民向け電話相談窓口 電話:0120-988-359(平日(年末年始除く)午前8時30分～午後6時15分) ・放射線被ばくの健康相談窓口 ◆ 量子科学技術研究開発機構(電子メール・郵送のみの受付) 宛先:〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター福島再生支援研究部 E-mail:hibakusoudan@qst.go.jp
<p>No. 81 賃金不払や労働保険の相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労働保険給付など労働条件・労働補償に関する相談を受け付けます。 ◆ いわき労働基準監督署(平日午前9時00分～午後4時30分) 電話:81-0068
<p>No. 82 女性の相談に関する窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者や恋人からの暴力(精神的なことも含む)、家族・親族間の人間関係、震災による不安やストレス、子どもにつらくあたってしまうことなど、女性の悩みに関する相談に応じます。 ◆ 女性のための面接相談 <ul style="list-style-type: none"> ・面接を希望される方は、下記①～③の電話番号より予約をしてください。 ・電話予約:月～金(祝日除く)午前10時～午後5時 <ul style="list-style-type: none"> ①0120-207-440(全国フリーコール)(無料) ②0246-21-7235(いわきふれあいサポート※通話有料) ③090-2029-0997(いわきふれあいサポート※通話有料) ※キャンセルの場合には②③にお掛けください。 ・面接日時:毎月第2土曜日、第4水曜日の午前10時～午後4時 ・面接会場:予約時にご案内いたします ・面接相談は無料 ・女性の相談員が対応 ◆ 女性のための電話相談・ふくしま 電話:0120-207-440(祝日を除く平日:午前10時～午後5時)(無料) ◆ 福島県女性のための相談支援センター 電話:024-522-1010(祝日・年末年始を除く毎日:午前9時～午後9時) <ul style="list-style-type: none"> ・いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター 電話:0246-27-8612 ・いわき市小名浜地区保健福祉センター 電話:0216-54-2521 (土日・祝日・年末年始を除く:午前8時30分～午後5時15分) ・いわきふれあいサポート 電話0246-21-7235 (土日・祝日・年末年始を除く:午前9時～午後9時) ◆ 内閣府 DV 電話相談ナビ 電話:#8008(祝日・年末年始を除く毎日:午前9時～午後9時 ※通話有料) 配偶者等からの暴力に悩んでいるがどこに相談したらよいかわからないという方に、全国の相談窓口から最寄りの窓口を自動音声により案内しています。
<p>No. 83 ボランティアの依頼窓口</p>	<p>ボランティア活動全般に関するご相談に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア活動に関する相談窓口 いわき市社会福祉協議会(ボランティア活動センター) 電話:38-6631

施設ガイド

◆本庁・支所・市民サービスセンターなど

名称	所在地	電話番号
いわき市役所本庁舎 (生活再建市民総合案内窓口)	平字梅本21	22-1245
小名浜支所	小名浜花畑町15-1	54-2111
勿来支所	錦町大島1	63-2111
常磐支所	常磐湯本町吹谷76	43-2111
内郷支所	内郷綴町榎下46-2	26-2111
四倉支所	四倉町字西四丁目11-3	32-2111
遠野支所	遠野町根岸字白幡40-1	89-2111
小川支所仮設庁舎	小川町高萩字下川原15-6	83-1111
好間支所	好間町中好間字中川原29-1	36-2221
三和支所	三和町下市菅字竹ノ内114-1	86-2111
田人支所	田人町旅人字下平石191	69-2111
川前支所	川前町川前字五林6	84-2111
久之浜・大久支所	久之浜町久之浜字中町32	82-2111
いわき駅前市民サービスセンター	平字田町120 ラトフ4階	35-0666
豊間市民サービスセンター	平豊間字洞120	38-2022
中央台市民サービスセンター	中央台飯野四丁目5-1	46-0400
江名市民サービスセンター	江名字藪倉165-1	55-7711
泉市民サービスセンター	泉町四丁目13-11	56-7244
勿来窓口コーナー	勿来町窪田小島11-1 (勿来公民館内)	64-7245
磐崎窓口コーナー	常磐西郷町大夫32-1 (磐崎公民館内)	42-3015
大野窓口コーナー	四倉町山田小湊字方礼31 (大野公民館内)	33-2722
入遠野窓口コーナー	遠野町入遠野字前田38-1 (入遠野公民館内)	74-1478
東京事務所	港区新橋二丁目16-1 ニュー新橋ビル7階	03-5251-5181

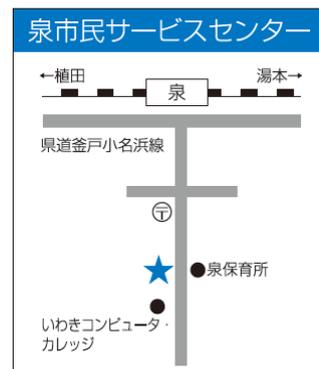
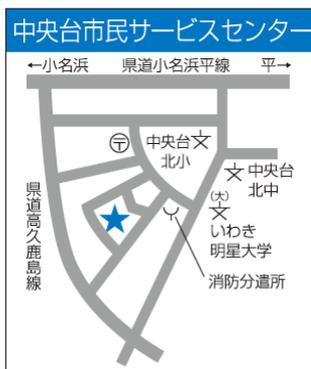
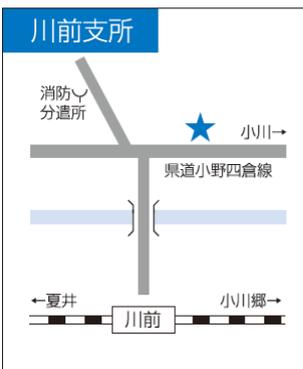
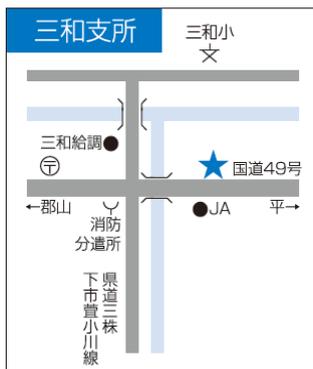
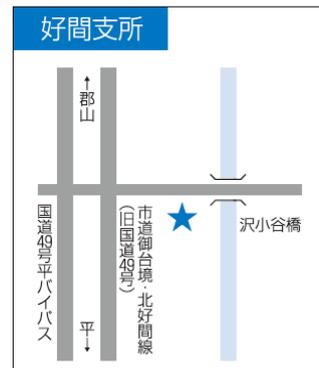
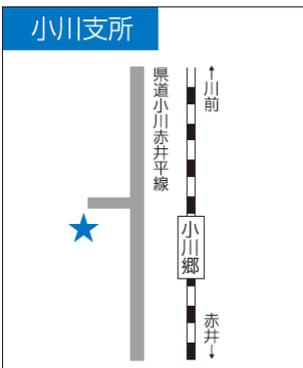
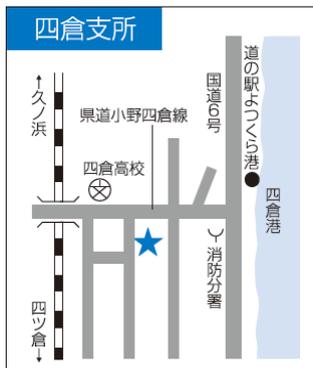
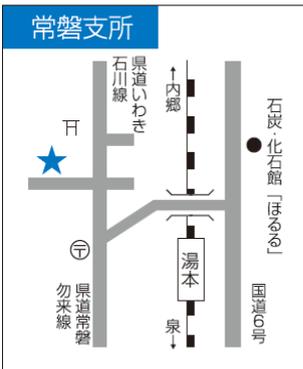
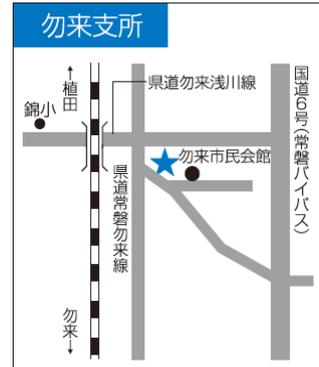
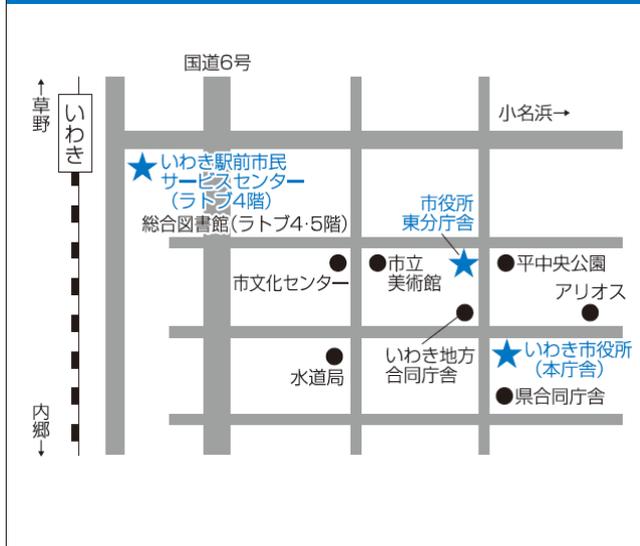
◆地区保健福祉センター・保健所など

名称	担当地域	所在地	電話
平地区保健福祉センター	平地区及び若葉台・小島町・内郷小島町	市役所本庁舎1階 (平字梅本21)	22-1163
小名浜地区保健福祉センター	小名浜地区	小名浜花畑町34-2	54-2111
勿来・田人地区保健福祉センター	勿来及び田人地区	勿来支所内 (錦町大島1)	63-2111
常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐及び遠野地区(若葉台の区域を除く)	常磐支所内 (常磐湯本町吹谷76)	43-2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	内郷、好間及び三和地区(小島町及び内郷小島町の区域を除く)	総合保健福祉センター内 (内郷高坂町四方木田191)	27-8690
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉及び久之浜大久地区	四倉支所内 (四倉町字西四丁目11-3)	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	小川及び川前地区	小川支所仮設庁舎内 (小川町高萩字下川原15-6)	83-1329
保健所		総合保健福祉センター内 (内郷高坂町四方木田191)	27-8555
子育てサポートセンター		総合保健福祉センター内 (内郷高坂町四方木田191)	27-8599
休日夜間急病診療所		総合保健福祉センター駐車場内 (内郷高坂町四方木田191)	27-1208
休日救急歯科診療所		総合保健福祉センター内 (内郷高坂町四方木田191)	27-8620

本庁舎・支所・市民サービスセンターの位置

★マークで表示しています。

いわき市役所(本庁舎)・いわき駅前市民サービスセンター



MEMO



A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.



(東日本大震災) 被災者生活再建支援パンフレット

生活再建に向けた各種制度の概要 (第21版)

※ 令和3年8月1日現在の情報を基に作成しております。今後内容等が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

発行年月 令和3年8月
発行編集 いわき市総合政策部広報広聴課 広聴係
〒970-8686
福島県いわき市平字梅本21番地
TEL. 0246-22-7437
FAX. 0246-22-7468

※ 本パンフレットに関するお問い合わせは、広報広聴課内
生活再建市民総合案内窓口 (電話：22-1245) までお願いいたします。
